

第十回国会 衆議院 地方行政委員会議録 第十三号

昭和二十六年二月二十日(火曜日)

午前十一時十七分開議

出席委員

委員長 前尾繁三郎君

理事 河原伊三郎君 理事 野村專太郎君

理事 藤田 義光君 理事 門司 亮君

生田 和平君 池見 茂隆君

大泉 寛三君 尾関 義一君

門脇勝太郎君 川本 末治君

小玉 治行君 田中 啓一君

田中不破三君 吉田吉太郎君

床次 徳二君 山手 満男君

久保田鶴松君 木村 榮君

立花 敏男君

出席政府委員

国家消防庁長官 新井 茂司君

総理府事務官 瀧野 好曉君

(国家消防庁 管理局長)

委員外の出席者

参考人(全国自治体公安委員連絡協議会会長) 小畑 惟清君

参考人(全国自治体公安委員連絡協議会常任理事) 神宅實壽君

参考人(全国市長会長) 金刺不二太郎君

参考人(全国町村会長) 白鳥義三郎君

衆議院参事法 三浦 義男君

制局第一部長 専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

二月二十日

委員江崎真澄君及び久野忠治君辭任につき、その補欠として田中不破三

君及び尾関義一君が議長の指名で委員に選任された。

二月十九日

固定資産税減免に関する請願(佐久間徹君紹介)(第六九七号)

地方公務員法の一部改正に関する請願(野村專太郎君紹介)(第六九八号)

普通飲食に対する課税廃止並びに遊興飲食に対する標準税率引下げに関する請願(中島守利君外三名紹介)(第六九九号)

消防法の一部改正に関する請願(河原伊三郎君紹介)(第七〇一号)

起債額拡大に関する請願(坂田道太郎君紹介)(第七三二号)

平衡交付金の配分率是正に関する請願(田中伊三次君紹介)(第七六二号)

公職選挙法の一部改正に関する請願(門司亮君紹介)(第七八六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

警察法改正に関し参考人より意見聴取

消防に関する件

選挙に関する件

○前尾委員長 これより会議を開きます。

○門司委員 議事進行について。議事といいますが、委員会の運営について、ちよつと委員長と御相談をしたいと思ひますが、警察法の改正が、今度の国会でなされるだらうという事は予測もできますし、従つて委員長の

お考えのもとに警察の問題については、すでにきまつて入れますと三日、参考人の方に来ていただきまして、われわれも予備知識を交はせられておるわけであり。同時に一方においては、警察小委員会を設置いたしました。同じように研究が進められております。これも一応私も時宜に適した一つの仕事とは考へておりますが、委員会でも重要なものは、地方の財政のことではないか、しかも地方財政に對しては、予算との関係を持つてゐるわけでありまして、予算委員会は、すでに今月の末くらいで遅くとも終了するのではないかと、いろいろな予測がつけられてあります。そうすると、あとわずかの日にちになつておきますので、われわれも、いたしましては、どうしても地方の財政の問題を、ここで相當強く検討をし、さらにこれを掘り下げて考へて行つて、そして地方財政の充実のために、われわれのできるだけの努力をすることが、最も妥當な考へ方ではないかと思ひます。従つて地方財政の問題について、この委員会が十分活躍ができるかといふことが、審議のできますようない態勢をぜひ整えてもらいたい。そういたしますと、今警察の問題を審議するにいたしましたも、今日の警察法にはいろいろ法文上の欠陥はあると思ひますが、主として大きな問題となつておりますのは、自治警察のあり方についてであります。自治警察のあり方につ

いての根本の問題は、財政の問題がこれを大體支配してゐると言つてもさしつかえないほど、重要な問題になつております。財政の問題を考へないで、ここでそれから来る警察法の問題をど

んなに審議いたして参りましたも、なかなか私どもは名案を得るには至らない、條文の整理くらいはできると思ひますが、それ以上に進むわけにはなかなか行かないと思ひます。従つて地方財政に関する問題をひとつ十分取上げ

てもらつて、その道に堪能な人であるとか、あるいは造詣の深い人に、われわれはやはり地方財政の今日の状態を十分聞く必要が、この際あるのではないかと、いろいろに、実は考へるわけであり

ます。そういういたしましたも、さつき申し上げましたように、予算の方が先に通つてしまつて、ここで予算のわく

の中で、地方財政がああでもない、こうでもないといふ議論いたしましたところ

で、どうして道いつかぬ話だ。できれば予算の通過しない前に、当委員会として一番重要な任務である地方財政の問題を研究していただきたいということ、今後の委員会の運営をひとつお

話り願ひたいということ、この機会に申し上げておきたいと思ひます。

○前尾委員長 この警察の問題につきましては、小委員会であるいは議院立法しなければならぬのじやないかとい

うふうな関係で、非常に急がれておりますので、速記の関係で本委員会を開いてやることになつたので、きよう大體

一通りの参考人の方の意見を承ること

ができたのですから、これで警察問題

を本委員会ではあつちまわしにして、

すく今度は財成の問題に移りたいと思

つておりますから、御了承願ひたいと思

ひます。

○立花委員 社会党の出された問題

は、共産党としても賛成なんです。第一警察問題を私どももきようやつてやつておりましたところ、きのうの新聞では、閣議決定で警察法の何がもう出てしまつておる。私ども委員長のお言葉を信じまして、ここで予備審査をやつて議院立法をやると考へておりましたところ、閣議ではすでに決定して発表してあります。ああいう問題がなぜこゝう食い違ひが現われて来るのか不可解なんです。考へてみますと、私どもやつておりましたことは、まづたくむだなことをやつておつた。しかもむだなことだけなしに、最も重要な地方財政問題をひとつも扱つていない。きのうも委員長に地方財政問題をきよりの議題にしてくれといふことを要求いたしました。が、やはり加えられなかつた。そういう過程から見ますと、どうも私どもは委員長あるいは自由党の方が、故意に地方財政問題を回避されておるのではないかと、いろいろに考へられるわけ。最初地方財政委員会の責任者をこの席に呼びました。共産党の方から質問いたしました場合も、地方財政委員会の附記として出ておりますものは、決して予備委員会だけで問題にすべきものではなしに、国会全体として問題にしてほし

い。当然この地方行政委員会でも取上げて問題にしてほしい。従つて大蔵省の意見と地方財政委員会の意見がどちらが正しいかというふうなことも、われわれの決定しなければならぬ問題だといふことを、地方財政委員会ではつきり言つておるのである。この問題を、私どもは今までの委員会としてはほつたらかしてあります。しかも予算委員会は今週中に終ると言つておりますので、この地方行政委員会では警察問題だけを取上げまして、しかもそれをさつき言いましたように、政府に裏切られるような問題の取上げ方をしております。決して財政問題を取上げていない。だからこの際どうしても地方財政問題は、委員会としてはつきりとした結論を出すべき責任がある、そういうふうな考えです。單なる地方財政の研究とか何とかいう問題でなしに、地方行政委員会としてあの地方財政委員会の出した附記、あれに対するはつきりした結論を出すべきときだと思ひますが、この問題をそういう形で、委員会で決定なさる機会をおつくりになる御意思があるかどうか、委員長にお尋ねいたします。またきよは定足数に満ちておりませんが、お聞きになつたのですから、委員会としても、その態度をきめていただくように、私動議を出したいと思ひます。

○前尾委員長 決して地方財政の問題を回避しているわけでもなんでもありません。御承知のようにすでに外部の人に御足労を願うように通知しておりますから、これを早く片づけて、ただちに地方財政の問題に移りたいと考えているのです。これが済みましたら、ただちに地方財政の問題に移つて、あるいは結論を出すなり、あるいは皆さんの御意見をいろいろ伺つて、運行したいと考えているわけでありませぬ。

○立花委員 実は大蔵省の意見もまだ聞いていないわけですか。大蔵省の意見を聞きたいとき委員会は流れて、それから十日にもなりません。依然として大蔵省の意見も聞いておられません。こういうわけで、委員長が回避しているわけじゃないとおつしやいますが、事実上回避している形になります。大体委員会を開いても、非常に出席が悪くて、今日はまあ三人、四人、五人くらい出て来ておられますが、いつも二人か三人しか出て来ておられない。こういうことでは、回避しているという事実が、いくら委員長が否定されましても、おおうことはできないと思ひます。しかもさつき言ひましたように、警察法の改正案もまだはつきりしていないような警察問題を毎日取上げて、地方財政の問題はちつとも取上げないという事実は、どういたしましても、回避していると言われてもしかたがない。これをほんとうに回避していかないとおつしやるなら、今申しましたような形で、委員会の結論をはつきり出すような審議をやつていただきたいと思ひます。

○前尾委員長 決して回避しているのではないので、今後は皆さんの御意思に従つて運営して参りたいと思ひます。

○大泉委員 野党側の方から不満のあるのは当然だと思ひます。輿論ですら、こういうような出席率では、まことに委員会の権威にもかかわると思ひます。そこで警察問題でありますから、ここで審議中に閣議で決定して発表されている。

そうすると、今までわれ／＼がこの委員会でも専断審議をしておつたことは、委員長としてもこの委員会の意見なり希望なりは相当反映しているのだから、どうなんですか。これを委員長に承りたい。

○前尾委員長 閣議決定の問題は私は関知しないのですが、伝え聞くところでは、別にきまつたものなどは、私考えておられません。なおまたどういふ閣議の決定の方式かもわかりませんが、それでそのまま確定的なものだとも、私実際上考えられないと思つております。従つて実は今後の小委員会でもおやり願うようになつているので、むしろ本委員会としては、その前に——議員立法でなくとも、いづれにしても当然やるべきことでもありますから、決してむだではない。こちらで引受けてやつていくわけですから、その点御了承願ひます。

○大泉委員 そこで私は前にも要望しておきましたが、党のことをここで申し上げてはまずいのですけれども、この委員会の空気を党の幹部あるいは党に對して十分反映せしめて、党の代表として出ている關係が、これを採納するようになつて行くならば、われ／＼としてもけつこうなんです。ところがその審議中に閣議が決定されて、しかも一回も主管大臣が出て内容を話さない。それは小委員会では、そういう一つの方針をとられるという考えもあつたのでありましようけれども、それでは今まで委員会として審議したのはあまりにもむだであつた。もちろん委員会総体のことですから、むだもあるいはやむを得ないかもしれぬ。反対の方々は政府を追突するという質問もあり

ましようけれども、われ／＼の方はそうじゃない。政府の立案に対する建設的な意見として質問に名をかりてやつているわけですか。それで委員長が委員会の空気を十分に反映せしめてこそ、われ／＼はこの委員会の審議に當る意義がある。ところがそれが無視されて、けつとばされて、閣議決定になつたならば、委員会でもどう審議しても、むだなんだから出て来ないという結果になりはしないか、この点どう考えるか。

○前尾委員長 そういうわけで御出席にならないのじやないと思ひます。これは党の内部の問題ですが、警察問題あるいは党としての態度を決定するには、政府として司令部に交渉するとかなんとか、いう意味で、一応閣議で話し合ひはできていられるかともわかりません。しかしこれは絶體的に確定的なものだと私考えておられません。

○立花委員 警察問題は小委員会です。おきましたが、党のことをここで申し上げてはまずいのですけれども、小委員会で、私傍聴しておりましたが、ほとんどやらなかつたと思ひます。あの小委員会の場合も非常に不満なので、なぜ共産党を入れないのか。共産党はどうせ反対するだらうから入れないというのだが、反対する意見を入れないのなら議會なんかやる必要はないので、なぜ入れないのかはつきりしてもらいたい。小委員長は、委員長と相談して理事会上に諮つてやると言ひながら、いまだにはつきりしない。どういふ意見なのか、この点はつきりしておいていただきたい。

それから警察の問題は、結局財政の問題で困つております。町村は困つてお

ります。あるいは市も困つております。その困つておる状態から、自治体警察返上の意見が起つて来ているのです。もし財政がゆたかであれば、自治体警察返上の意見なんか起つて来るはずがない。そういう財政的に困窮の状態に陥れておいて、自治体警察返上の声を上げさせておいて、自治体警察とはまつたく逆行した国家警察に取上げようというやり方は、陰謀と言われないかたがたがない。この二つのことについてお答え願ひたい。

○前尾委員長 小委員会の問題については、理事会上に諮つて決定するということをおし上げておるので……

○立花委員 もう何日も前から言つておるけれども、決定しない。

○前尾委員長 いや、それはきよが定例日でありますから、理事の方がみなお集まりになつたら話し合ひをしようと思つております。

しまして、すでに自治体警察の意見を聴取し、さらに政府にも説明を聴取して参りましたが、本日はさらに全国自治体公安委員連絡協議会議長小畑惟清君、同協議会常任理事神宅賀壽憲君、全国市長会長金剛不二太郎君、全国町村会長白鳥義三郎君に御出席を願ひまして、参考人として御意見を承ることにいたしました。

公述人の各位にこの際ごあいさつ申し上げておきます。本日はどうも御多忙中わざわざ御出席を願ひまして、貴重な御意見を承りますことを、心からお礼を申し上げる次第でございます。先般来いろいろ各方面の意見を聞いておるのでありますが、さらに皆様方の御意見を承りまして、今後警察法の改正の善処して参りたいと考えておる次第でありますので、ごつくばらんに遠慮のない御意見を述べ、くださいますようお願いする次第であります。

なおおそろしく午前、午後にわたると思いますが、参考人各位の陳述が終りましたあとで、御通告に質疑をいたしましたことと思っております。

○小畑参考人 先般来警察法改正の案については、各方面から承つておりました、われわれ全自公連においてもこの点についてより研究もいたしました。協議もいたしておるところであります。それで改正案の全文について申し上げるつもりではあります。あるいは抜けることもあるかもしれぬと思ひます。それはまた大阪の公安委員長から補足されると思ひます。

から、順を追つて申し上げたいと思ひます。

第一番に申し上げますことは、国家地方警察の定員を現在は三万人であるのを、二万人増加して五万人になすという項目であります。これについて、元来国家地方警察は、実際から申しますと、農村、山村、山村、いわゆる村落警察が対象になつておるのが事実であります。ところが御承の通り、戦後都市に流入、集中するという傾向でありますので、そこへもつて来て二万人地方警察に増加するということは、われわれとしましては、少し変だと思つておる。二万人の増加ということとは、予算面から申しますと、精算したわけではありませんが、少くとも五十億圓はいるだろうと思つておる。同じ五十億圓国費を使うならば、自治体からいへば、今日の警察として大部分を占めておる都市警察を充実する意味において、その五十億圓を何らかの方法で、特別平衡交付金と申しますか、そういうふうな意味で、都市警察の方にそれを使うようにしたならば、日本全体の警察力というものはよほど強化するかもしれぬ、こういうふうな考へておられます。

それから次に申しますのは、国家地方警察は、自治体、警察の管轄区域内に一定の犯罪の捜査のために、自警の地域内に職権を行うことができるというふうな改正案であります。特定犯罪項目として、承るところによりますと、通貨偽造、有価証券偽造、それから公務員の犯罪とか、国有に関する施設、通信あるいは鉄道、それらに関する犯罪であるとか、それから内乱罪と

か騒擾罪とか、いろいろあげてありますが、とにかくいろいろ犯罪のときに、自警は自警の地域内に捜査権を執行することができるといふようにすることは、われわれ根本的に考えなくてはならぬことだろうと思ひます。それはいわゆるマツカーサーの書簡、それから現行の警察法第四十條によりまして、いわゆる国家地方警察というものと自治体警察というものは、それぞれどちらが主でどちらが従ということもない、まったく対等の、独立しておるものである。お互いに支配するとか指揮するとかいふことはできぬことになつておる。それをあえてやるといふことは、第一、今の警察法の大精神にそむき、いわゆる民主警察の大精神にそむくことになると思ひます。なお進んで、これをもし許すといふことになれば、同じ自治体の警察区域内において捜査が二元的になり、ややもすると功名争いになつて、相当混乱を起す憂いが濃厚であると私は考へます。ただ捜査上において混乱を起すばかりでない。その混乱によつてそれが一番迷惑するか、これはいわゆる善良なる国民が迷惑することだろうと思ひます。ところがいろいろ話を承りますと、自治体警察内において、公安委員あるいは警察長というものが麻痺してるといふことが、つまりある勢力から恐喝されるというふうなことで、ぜひ捜査せねばならぬ、あるいは検挙しなければならぬけれども、そういう脅威を受けて麻痺状態になつておるといふ事実があるという。これはこれまでたびたび承つております。こういう場合には、どうしても国家地方警察が行つて、これを捜査ある

いは検挙せねばならぬということがこれまであつた。なるほど私もそういう事實は承つておりますが、そういう特例の場合を考えて法文をかえて、国家地方警察が自治体警察の区域内に捜査権を求めるといふふうにしたら、そういう特殊な場合のみならず、平素の場合でも、これが濫用されるおそれ十分にある、私はこう存じております。それで、今申しました麻痺しておるというふうな特殊な場合のために、ほかに方法を講じたいといふやないかしらんと私は思つております。われわれの考へるところによりまして、そういう特殊な場合に應ずるためには、現在の特務局の機構を拡大強化するとでも申しますか、少しかえまして、自警と自警から警察員を收容し、これがお互いに緊密なる連絡をして、その方面から捜査権を發動するということにするとか、もう一つは、自治体が麻痺しておるというふうな場合においては、その当該地方の知事が県の公安委員会に援助を要求して、その国家公安委員会がいわゆる自警の者を捜査に向けてというふうな方法を講ずるのも一つの方法じゃないかしらん、こういうふうな考へておられます。そういう方法を用ひずして、ただ自警の区域内に自警が捜査権を執行することができるといふように法文をかえるということ、将来非常な弊害を起しはせぬか。のみならず、先ほど申しましたように、マツカーサーからの、お互いに独立しているものである、指揮命令権はないものであるという精神に非常にならぬに考へておられます。私はこういうふう

警察は国家地方警察に向つて報告せねばならぬ義務を負わせるというふうな改正案であります。これも、今マツカーサーの書簡のことも申しましたが、現行法の第四十條のあの精神から申しますし、お互いに独立しているものである。そこへもつて来て、こういう改正案のようなことになりまして、あるいは自然指揮命令的な、こういう情報を出せというふうなことも相なるかと思つておる。つまりこの問題も、先ほどと同じような意味において、お互いの独立を侵害し、おがては昔の警察に復元する素因をなすものじゃないかしらん、こういうふうな考へられまして、情報をお互いに知るといふことは必要なことである。それには何か方法を講ずれば講ぜられぬことはいと思つておる。どういふ方法を講ずるかといふと、これは中央、地方において国家警察と自治体警察から委員を出しまして、そして情報連絡委員会でも申しますか、名前は何でもいいですが、そういう一つの機関をつくつて、必要な情報を蒐集する方法をとれば、りつぱに情報を交換するといふ目的は達せられると考へておられます。

それから次に、問題になつております自治体警察の定員のわくをははずして、各自治体の力に應ずるだけの定員を、各自治体の條例によつて定めることができるというふうな意味であります。現行法によりまして、ちやんとどこでこの町は何人、どこ町の町は何人というふうな定められておられます。それで非常に困つておる町があつて、これを増員してくれ、増員してくれという

それは、先ほど申しましたように、お互いに独立しているものである、指揮命令権はないものであるという精神に非常にならぬに考へておられます。私はこういうふう

それは、先ほど申しましたように、お互いに独立しているものである、指揮命令権はないものであるという精神に非常にならぬに考へておられます。私はこういうふう

声はたくさんありますから、これを解決する意味において、この定員のわくを解くということは、私どもとしては賛成しております。

そうすると、もう一つここに疑問が起ります。定員のわくをはずして、当該町村の自由にかかせるということになれば、従来七人か八人の警察が、七人、八人はどうも多過ぎて困るから、三人にしよう、四人にしよう、極端なことを言えば一人にしようというても、りくつとしては成り立つことになりませんが、あまりに少いということは、何らか制限を設けなくちゃいかぬじやないかというふうな感じを持つております。

次に、従来は何分の一か市街地を構成する人口五千人以上のところは自治体警察を設けねばならぬという問題であります。今度の改正案によりますと、市制を設けているところは、必ず自治体警察を設けねばならぬ。そのほかの町村においては、その町村の自由意思にかかると申しますか、従来の自治体警察は解消するとかあるいは何とか、とにかくその町村の自由にかかせるということになります。この点は現状においてはやむを得ないかと思うので、特に反対すべきことじやない、こういうふうには私に考えております。しかしながら現在自治体警察を置いておるところは、これから解消もできるし、何でもできる。その町の意思を現わす方法——方法と申しますと、町民の一般投票によるか、町会あるいは村会の議決によるかといういろいろ方法があるのだらうと思ひますが、実際問題としては相当むずかしい問題で、大いに検討を要する問題だと思つてお

ります。同時に従来は五千人以下の町村であつたが、それで自治体警察も設けることができなかった。そういう町村でも、その周囲のものが組合をつつて、従来自治体警察がなかつた町村だけでも、合体して組合警察をつくる、あるいはまた従来自治体警察を持つてゐる町村に近接した町村が、それと組合警察をつくるというふうなことは、むしろ奨励してこれを廣くするような規定を設ける必要がある、こういうふうには私は存じております。

次に公安委員の資格の問題であります。御承知の通り、これまでの公安委員になるのは、いわゆる官吏であつた者は一切まかりならぬというふうなことで、これが二十年前あるいは三十年、四十年前でも、わずかな期間官吏をしておつた者は公安委員になる資格はないというふうなことで、実際問題として、公安委員の選任に非常につてゐるといふのが実情であります。この資格のことについて緩和をすることは、私は最も必要なことだらうと思つて、この点は大いに賛意を表します。のみならずわれわれは以前に、公安委員の資格については、もう少し緩和をするようにというふうな陳情書を出したか用さぬか私記憶ありませんが、とにかくそういうことを議案にいたして論じたこともあるくらいであります。

それから国警と自警の相互間の援助の問題、自治体警察相互間の援助の問題を、今度改正になるについては、私は大体において賛意を表してありますが、一歩進んで自治体同士の援助も、はつきり明文化されんことを希望いたします。そうしてもちろん援助のとき

の費用は、国費で負担するというふうなことを明文化される、こういうふうなことをわれわれ自治体公安委員連合会としては考えております。

非常に皆さんの陳述をいたしましたが大坂の公安委員長も見えておりますので、足りないところは補足してくださるだらうと思ひますから、私はこれで終ります。

○前委員長 それでは次に神宅参考人の御意見を承ります。

○神宅参考人 自治体公安委員連絡協議会の意見の大体は、今小畑会長が申されたのに盡きるのでありますが、政府が改正案として御発表になつておるまする條文の順序を追うて、私補足したいと思ひます。

国家地方警察の定員を二万人ふやされるというのでありますが、国家地方警察は、小畑会長がお話になりましたように、本来の治安維持警察事務を取扱うのは、人口五千以下の農漁山村、いなな警察であります。それで私がこの前大橋法務総裁にお目にかかつたときに、農漁山村の治安を維持するのに二万人もの増員が必要なのですかとお聞きしましたところ、農漁山村すなわち国警の——これは普通地区警察と申すおられるのですが、地区警察の治安は市町村自治体警察の治安よりいのだとおつしやる。そこで、それじや二万人をどこに配属せられるのかと伺ひましたら、国警の本部、管区の本部、都道府県の本部要員としてお使いになるというのであります。私どもは現在でも本部要員の中堅以上の人たちが多過ぎて困つておるのじやないかと、ひそかに考えられますのかかわらず、またその上に本部要員を増加され

るといふお話でありました。これを迂回して公安委員長、斎藤長官にお聞きしますと、必ずしもそれは大橋総裁のおつしやつたようではなかつた。管区の警察学校に入学するものに五千人くらい、北海道に三千人ほど増員したい、駐在所の調査の欠員が二割くらいあるから、それを補充するのだ、その余が幹部というか、本部要員になるようなお話をいたしました。これも二万人の数と合はぬのであります。配属の詳細な關係は、政府なり国家公安委員会、本部長官からお聞きすることを得なかつたのであります。この二万人ふやえるということは、小畑さんが言われましたように約四、五十億の国費が使用されるのであります。国費で支弁しておるのだからとおつしやいますけれど、これはわれわれ国民が負担した税金であります。外国から援助をもらつた金ではないのであります。私どもは相当税金の重圧に苦しんでおります。その上におかような方面に四、五十億という金が使用されることについては反対であります。ほんとうの治安を維持しようとするならば、自治体警察の費用の足らないというておるところの方へ、この金はおまわしを願へば、国家の治安を維持するには十分であらうと思ひます。これは後に説明を申し上げます五十八條の二の特例を申し上げます。これは後に説明を申し上げますが、これなればなお湿

いと思ひますが、これなればなお湿

いと思ひますが、これなればなお湿

購成であります。ところが国家公安委員にはそう困りではないので、実際は町村の公安委員にその人を得ないというのが実情であるとするならば、警察法の二十一條の都道府県の公安委員の資格を、都道府県の場合には、詳細に書いてあります。官公庁における職業的公務員の前歴ある者はいけな

と書いてある、この点を御改正になると、ついで自治体警察にこの條文は第四十四條で準用になつておりますから、むしろ五條の改正というのは、二十一條の改正も同時に行つていただきたい。あるいは五條の方は改正しなくてもいいのじやないか、こう私どもは考へるわけがあります。

それから北海道の公安委員がふやえるという二十條、これは私も異議ありません。それから五千以上の町村警察を、その住民の意思によつて廃止することが出来る。これを議案にするか、あるいは直接一般投票にするか、これは議論がありましようが、私どももまず一般投票の方がいいのじやないかと思ひます。といひますのは、最近大阪の布施市という所に、ここでは地方自治庁で問題にされるような警察に関する決議を、全会一致でやつております。町村会も必ずしも住民の意思を代表しない場合がある。こういうことを考へますか、こういうふうには考へるのであります。それから九万五千のわくをはずして、その財政能力に応じて増減ができ

ますと、五十四條、五十五條が多少明確を欠くのでありまして、改正せられるのは賛成であります。もう一步を進めて、自治体相互間においても、応援ができるということにしていただいたのであります。それは、一々国家地方警察へ通報をしてやるということになりますと、緊急の場合には間に合わぬことがあります。あるいは将来相当地な動乱があつて、交通機関を麻痺させる、すなわち電信電話の線を切斷しておいて、ある地方で騒動の起ることも考えられますときに、直接隣の自治警察に応援を求めた方が、国警を通じて、国警から他の自治警察の署員を出動さすというよりも手取り早く参ります。それから現在の国家地方警察の地方に配属せられておりますものは、たとへば大阪府にしましても六百三十六人という数字です。それが各地にばらまかれ、本部職員となつておるのでありますから、応援に出られる人は非常に少いのです。それよりは大阪市でありますならば、八千六百の警察がおりまして、平常機動力も相当持つておりますので、他府県同様に、自治警察に直接応援を求めた方が、非常事態を鎮圧するのに便宜なことがあろうと思ひます。現在三万の国家地方警察の職員は、全国にまかされると、各府県では少いのでありますから、国警を中心とした応援の規定は、不十分であると考えるのであります。

それから五十八條であります。五十八條の犯罪の発生し、及んだという規定の中に、関連犯罪について管轄区域外で職務を行うように一犯罪が始まり、終つた、こゝういふのを拡張して、これに関連のある犯罪まで捜査

ができるという規定にしようとする案であります。現在でも自治警察と国警との間に、権限争議が見受けられます。たくさんではありませぬが、あるのであります。これに関連する犯罪というふうなことにありますと、非常に広い範囲においてなされることになりまして、相当な混乱が予想される。小畑会長が言われましたように、犯罪捜査の衝に當る者には功名心がありまして、証拠の關係を自治体にとり、国警にとり、こゝういふふうなことになる。ほんとうの証拠固めができない。犯罪の鎮圧ができない場合があらうと思ひるのであります。でありますから、この現行二十八條に但書でもつけていただいて、かような場合によく緊密な連絡をとつて、そうして自治体なり国警なりが、相手の了解を得てこれを処理するようにする、こゝういふふうにするのが正しくはないか、こゝう思ひるのであります。

それから一番問題になりますのは、五十八條の二というので、国家的な特殊犯罪について国警が自警内に自由に立ち入つて活動ができるようにする規定であります。これはマツカサー元帥の五月十六日の書簡に、まづこゝから反対するものでありますのみならず、警察法、憲法の精神に反するものであります。この犯罪の種類として書いてありますもの及びこれに関連する犯罪というふうになつておりますから、非常に広汎なものであります。これは法律がなくても自治警察を侮辱するものだと私は考へるのであります。マツカサーの書簡、憲法、警察法の精神にまつた相反するものであります。しかも犯罪の種類に通貨の偽造、

有価証券の偽造、銀行その他金融機関に対する犯罪、信用組合の犯罪まで、国警は自治警察に自由に入つて行けるという事になります。国有または国の使用する財産及び施設に関する罪というのであります。これでありましたならば、給仕がタイプライター一つぬすんでも、これが国有財産である限り、国警が自警の中へ入つて来て、御活動になるといふことになりまして、それから国家公務員の犯罪及びその職務に關する犯罪、国家公務員は自治体の管内に相当お住まいになつておりますが、この犯罪を国警が全部おやりになることができないような規定は、すこぶ警察法の地方分権の精神に反することはないのであります。それからそのほか内乱、外患、国交に關する罪及び騒擾罪、団体等規正令違反及び占領目的に反する行為、阿片煙その他という國家的な犯罪です。この点は騒擾罪等について実情を承りますと、自治警察の貧弱なもの、その土地における大勢のために公安委員も軟禁されるときか、よそへ旅行してしまふとか、警察がその機能を失つてしまふというふうなもの、労働争議に關係して起るらしいのであります。こゝういふものは、小畑会長が言われましたように、自治警察が麻痺しておる事態に對して、公安委員会が国警の援助を求めない。すなわち人手が足りないのかかかわらず要求もしない、要求できないといふような場合には、直接国警が入るのではなくして、知事にまづ権限を與えて、知事から府県の公安委員会に對して国警の援助を要請する。そ

うすると府県公安委員会が国警にやらす。この場合には知事の援助要請をもつて、当該自治体公安委員会の応援要請があつたものとみなしてつじつまを合せ規定にする、こゝういふことがいいのじやないか。

それから政令違反で問題になつておる相当有名な人が出て来ないからというので、国論は沸騰しておるようでありまして、これは小畑会長が申されましたように、特審局の権限を拡大したしまして、現在の特審局の地方要員は少いのであります。これを拡大しまして、そうしてこれの特審局を中心として、但し特審局は捜査はやらぬ、情報収集する。それに国警なり自警なりが緊密な連絡をして、そうして全般的な協力をすれば足りるのであります。それから、時局重大に名をかつて、自治警察の権限を侵すような一般のこの五十八條の二のような規定をせられることは、絶対に反対するところでありまして、

それから情報交換であります。情報交換は現行法五十四條の後段の「これらの警察は、相互に協力する義務を負ふ。」といふことになつておりますから、この情報交換といふことは、この協力任務の現われの一つです。これを條文化して義務づけるようにする、あるいはこれに罰則をつけるというお話もあつたのであります。こゝういふことをしないで、五十四條後段の活用として、原則規定があるから、これを活用して国警と自警相互間にとりきめをするならば、これで十分足りるのであらう、こゝう考へるのであります。

それからこの法案には出ておりませんが、この警察法改正の根本思想も、それが委員長になる、こゝういふふうな思想もあるものであります。この警察法改正の根本思想は、警察の中央集権化、国家警察への逆転の一步でなからうか、この現われておる点では、さほどのものは出ておりませんけれども、これは氷山の一角であるとか、鉦山の露頭のようなもので、内部に包蔵されておる思想は、だん／＼この自治警察と国警の分立でなくして、国家警察への進展であらうと思ひのであります。現在時局重大に名をかき、かような改正を企図される政府のお考えは私どもに了解できない。四十億、五十億の国帑を費す自治体の方へおまわし願ひ、その相互間に緊密な連絡、援助の規定があり得るならばそれで、十分に足りるのであります。そこで国警の方はこゝう言われ、こゝういふようなことがあると、辻公安委員長が言われたのですが、御参考のために申し上げたい。自治警察の十人、それらのところでは、ひまで困つておる。それで魚つりにも行つたりする、あるいは警察が多いから道のはたで小便したやつも検挙する。多過ぎて困る、こゝおつしやるのであります。ところがこれらの警察官は、だれが養成しておるかといふことを考へて願ひたい。これは巡査の採用のときから警察学校、管区学校、警察大学、いづれも国家公安委員会管理のもとに国警でおやりになつておるのであります。警察吏員の素質が悪いといふことであるならば、これを改めるのは国家公安委員会及びその管下の人の責任であり

ます。自治体公安委員は警察長を任命して、その下に署員を置きまして、これは自分が自由に選任して置いたのであります。全国の自治体公安委員会は、元の警察部が配属したそれを承認して、形式的には公安委員が警察長を選任し、それが署員を任用したということにはなつておりますが、現在の警察官に不適当なものがありとしますならば、これは一に国家地方警察あるいは国家公安委員会の責任であります。そのことを十分御了承になりまして、警察官の素質、常識の発達をはかり、円満な公僕としてはずかしくないものにしよと思われるのであります。人事院が御採用になると、それを各府県の警察学校に初任教養をするとき、それから中堅幹部を管区で養成されて、警察大学で御教育になるときに、十分の御配慮をたまわるならば、りつばな警察官ができるのであります。はなはだ簡単でありましたが、改正案に対する意見を終ることにいたします。

○前尾委員長 それでは金刺参考人。申し上げたいと思つて、たゞいま自治体公安委員の代表の方からお話がありました。大体同意見であります。私は警察法を改正するということではありません。やはりその根本は警察の機能のいわゆる合理化、能率化でなければならぬと思つて、今自治体公安委員の代表の方から申し上げました内容を、私は一歩飛躍しまして、これを根本的に考えますと、警察が国警と自警にわかれておること自体が合理的でないと思つて、警察の機能を發揮するためには一本にすべきだ。一

本にするには、どういう形にするかといへば、これは自治体警察一本にするべきである。そうすればいろいろの問題は解消してしまふ。従つて自治体警察の中で、五千人以下のいわゆる小さい人口の町村は国警がやつておりますが、たとえば警察区というふうなものも設けて、数箇町村一緒になつてその警察署をつくる。たゞいまお話をいたしましたように、一つの署に六、七人か、あるいは十人ぐらいの警察職員で、しかも非常にその数が足りなくて困つてゐる半面に、仕事がなく、魚つりに行つてゐるというふうなお話がある。その点において解消される、かように考えます。そういう意味におきまして、すべての問題は解決すると思つて、特にも一つこの改正の上につけ加えておきたいことは、自治体警察の相互の応援の問題であります。これはたとへば甲の自治体から、乙の自治体の応援を求めた。この場合に、乙の自治体には公務執行妨害等が成り立ちますが、乙の方の警察は公務執行の妨害にならない。この点が明確になつておきません。そういう意味におきまして、自治体相互の応援については、これを明確に法文化しておくことが最も望ましいと思つて、

先ほど申しました一本にするという場合において、どういふように運用するかといふと、たゞいま国警の連絡員が各自自治体に来ておりますが、自治体においても中央本部というふうなものも設けて、各自自治体に連絡員を置いて連絡することによつて、機能は發揮され、しかも経費は非常に少く

て済むように考えます。もう一つの問題は財源の問題であります。自治体において財源がないことと思つて、しかも地方自治体における財源の問題は、すでに皆さん御検討の通りでありまして、ただ警察職員を増加するというだけでは、今日の考え方からどうかと思つて、もちろん増加も必要であります。合理化し能率化するために機動力を持つことでもあります。相当科学化された方によつて警察を合理化することによりまして、人員は多くを必要としなりましたが、シヤトル市のごときは五十三万人の人口に對して、七百人の警察職員をもつて治安が完全に維持されております。その内容をつぶさに検討してみますと、やはり機動力が非常に完備されておるからであります。ただ警員だけを增加いたしました。先ほど来お話がありましたように、国警を二万増加するというのをいたしました。それに伴う裝備、機動力というものがなかつたら、これは意味をなさないのであります。なお自治体の定員のわくをはずすという問題もありませんが、財源のゆたかなところは、もしわくをはずせば相当に警察の増員ができるのであります。この不合理を一体どうするかという点も検討する必要があります。この点も非常に根本の問題だと思つて、この点が非常に重要で、このわくをはずすそのまま放置しておきますと、全国的に非常にでこぼこが出て、不合理なものがここにできるのではないかと、そこにおきまして、こ

の警察の職務というものが国家的の仕事である以上は、国費で出すことをわれわれは望むのであります。しかし一面われわれ市長の立場から見ますと、われわれは自治の確立を叫んでおります。そういう意味からいいますと、自治体にはまず財源を興えてもらふ。平衡交付金の制度があります。私はこんな制度はもう必要ないと思つて、むしろ自治体に財源を興えるというところが一番いいのではないかと。中央において一々のど首を押えられておるということでは、完全な自治の発達はできないのであります。従いまして、税の問題なんかもありますから、適當な方法、とりあへずは平衡交付金等の制度がありますので、それを活用することは必要だと思つて、根本的に財源を興えてもらうことによつて、運営して行くということが最も望ましい、かように考えております。

その他いろいろ詳しい意見がありました。私は、私は簡単にそれだけを要望しておきます。

○前尾委員長 それでは休憩にいたしました。午後一時半から再開いたします。

午後零時二十四分休憩

午後二時八分開議

○前尾委員長 それでは再開いたしました。休憩前に引続き、警察法改正に關し、参考人より意見を承ることにいたします。白鳥参考人。

○白鳥参考人 お許をいただきまして、私たち全国町村会がこの問題について、しばしば討議して参りました。その経過を御報告申し上げて、御参考に供したいと思つて、この自治体警察

が施行されてから、間もなくのこととございますが、全国町村会では、この現在の法規があまり警察の実際に適合してないというので、反対の決議がされたのでございます。その後何回かの大会が催されましたが、ひとしくこの問題を取上げて参つたのでございまして、同じように現在の警察法規を改善してほしいという結論に繰返して、到達したのでございます。その理由といたしましては、第一に財政の面におきましては、現在では平衡交付金で、これをまかなつて行くことに相なつておりますが、地方財政委員会の標準の財政需要額が、警察吏員一人当たりにつきないのでございますが、実際の経費を調べてみますと、二十万から二十五万くらいにかかつてしまつて、二、三万の差額を町村の一般の経費の方からまかななければならぬという結果に相なるのでございます。御承知の通り、現在の町村の財政は非常に逼迫しておりますので、この負担が容易でない。ことに一度大きな犯罪事件でも起きますと、その捜査費が、殺人事件が一件起ると、すぐに三十万、五十万円に上るといふのが実情でございます。その並々ならぬ経費を、貧弱な町村が負担して参るということは、どういふことでもない。そこでぜひとも、自治体警察は、今人口五千以上の町村に置かれてゐるのであります。これを三万なり、五万なりに引上げてもらいたいというお願いを、何回となくし続けて参つたのでございます。

もう一つの理由は、人口の比較的小さな自治体警察におきましては、警察

吏員も、定員が非常に少なくて、六名とか七名とかいうところがたかだかございまして、一つの警察署で、かりに六人の警察吏員を確保しております場合に、署長さんが一人、それから署僚が一人、司法主任が一人というふうにとつて参りますと、実際の外で働いていただく方は、ほとんどなくなつてしまふというのが現状でございます。そういうような極端な場合でなしに、かりに人口二万前後の町村にいたしましても、その警察吏員はわずか二十数名で構成いたしております。ふだんはそれほどの吏員は入り用がない。通常の場合であればそれだけの警察吏員は必要でないが、一旦何か騒擾事件でも起きるといふようなことになつたら、とうていこれはこれだけの少数ではどうにもならない。いや、そういうような特殊な場合ばかりでなしに、経済取崩りを一回やりまして、一つの電車なら電車を押えるのに、二十人やそこらではとうてい仕事ができないのでございまして。つまりふだんはそれほどの人数がいらないが、少し大がかりな捜査でもありますときに、すぐに独立の警察署としての機能を発揮することができないといふのが、現在の実情でございます。またその警察署の行儀も、小さく限られた自治体の領域にのみとまつておりました。他の方面に力が及びませんために、非常に大きな支障を来しておるといふのが現状だと考へるのでございまして。これはあまりいい例ではありませんが、当地方行政委員会、二年ばかり前に私はこういふようなことを申し上げたことがございまして。自治体警察といふのはまことにこれは性能のいい耕作機械のようなものだ、これが非常に広大な面積に向つて耕作機械を使いますと、その能率もよし、まことにぐあいがいいのだら、これが五畝や六畝の小さな畑へ持つて行つて耕作機械を使おうといつても、それは無理だといふようなことを私は申したことがございまして、現在の自治体警察は、貧弱な町村におきましては、まさに非常に大きな馬力を持つた耕作機械だといふふうで考へるのでございます。これが人口十萬とか二十萬とか、百万とか二百万という自治体におきましては、もちろんまことにけつこうでございますが、人口の少い町村においては、これはかえつて使いものにならぬ、かえつて不便だといふふうで考へておるのでございまして。従つて町村会といつたものと、先ほど申し上げました通りに、何回となくこの改善を要望して参つたのでございまして、最近に至りまして、実は町村会の中で意見が二つにわかれました。その一つは今まで通りの主張を繰返して、町村の自治体警察は返上すべしといふ一本で進んで参つたのでございまして、他の一部におきましては、どうも自治権の拡充としてわれわれは自治体警察を付與されたのだから、これはできるだけ維持して行くのが当然ではなからうかといふようなことから、自治体警察制度について再検討を行つておるのでございまして、その方の論旨にいたしまして、なるほど今のところの自治体警察といふのは、自治体警察とは名をつけても、警察機能全部をやつておる。たとえば国家的な犯罪に對しても、自治体警察がその捜査に當つておる。たとえば密貿易のごときもの

取締りも、自治体警察がこれをやる、取締りも、自治体警察がこれをやる、これは自治体警察の本旨に反するのではないか、当然それは国家的な見地から、国家警察が担任すべき業務でも自治体警察がやつておるといふことには對しては、再検討を加へるべき必要があるといふので、いろいろと検討して参つたのでございまして。この点については全国町村会としては一致した結論を得るに至つておりません。どこまでも自治体警察を小さな町村では返上せよ、五萬ないし三萬以下の町村では返上せよといふ意見が圧倒的に多くて、今申し上げました説を唱へますものは、少数意見として葬られてしまつたのでございまして。最近私の方で各自治体警察設置町村に對しまして、輿論調査を行つたのでございまして、その結果をここに御報告申し上げて御参考に供したいと存じます。回答が四百七参つております。全体にいたしまして、千幾つかある町村のうち、約四割ぐらゐしか回答が参つておりません。その点まことに恐縮でございまして、その結果次のような教に相なつております。現状維持をすべしという回答をして参りましたのが、四百七町村のうち十八でございまして、そして設置基準を引上げよという結論に到達いたしましたのが、一万以上を基準を引上げよといふのが十三、三萬ないし五萬以上を引上げよといふのが百八、組合にすべきだといふ意見のうち、市町村を含めて組合を結成せよといふのが十一、町村だけで組合を結成せよといふのが十、國の方へ委譲せよといふのが百七十五、県の方へ委譲すべきだといふのが五十六、その他が十六といふことに相なつております。その結果か

ら見ますと、基準を引上げるとか、結局国家警察へ委譲すると申しまして、これは全部の自治体警察を国家警察へ委譲するといふようなことは考へられませんが、結局基準を引上げるといふことに帰着するのだと考へます。ここにその基準を三萬ないし五萬に引上げよといふのが二百八十三といふ多数を占めるのでございまして。つまり全体の回答数の四百七のうち七割程度が、こゝにいつたような御意見である、そして現状維持すべしという結論に到達した町村が、わずかに十八だつたといふことを、ぜひ皆様方に御記憶いただきたいと考へるのでございまして。

まことに簡単でございますが、以上全国町村会におきまして、今まで検討して参りました経過を御報告申し上げまして、御参考にいたす次第であります。

○前尾委員長 それでは、金刺参考人は所用のためにお歸りになつたようでありますので、小畑、白鳥、神宅三参考人に対して質問がありますれば、これを許します。

○藤田委員 午前中からいろいろ有意義なる公述をいただきましたが、非常に参考になりましたが、どの参考人の方も省略されておりました点に關しまして、二、三お尋ねしたいと思ひます。

まず第一点は、警察行政の本質に關した御意見がなかつたと思ひますが、一つの警察が理想的な形態で單一警察署としての能力を發揮するには、大體どの程度の人員を必要とするか。この際自治警の貴重な体験から御意見を拜聴したいと思ひます。大體何百名以上の警察署ならば、理想的な運営ができるか。ただいまも白鳥さんから公述がありました通り、七名や十名の警察は、これは警察署ではございせん。一應日本の自治警察としての過去数年間の体験から、どのくらいの警察官を確保した警察署が單一警察署としての能率を百パーセント上げるのに適当であるか。幸い大阪の公安委員長も見えておられますから、小畑さんか、大阪の公安委員長から御意見を拜聴したいと思ひます。

○神宅参考人 要は警察はその管轄区域内における治安を維持するものでありますから、その土地の住民の思想なり行動いかによりまして、相当多数の人を要する場所もありましょう。あるいは平穩な人が住んでおつて、その土地の資産状態なりも十分であります。犯罪の発生が少いといふような地方でありますならば、警察職員は少なくていいといふことになるわけでありまして、その当該警察の管轄する面積、人口、その住民の生活状況、思想状況等によつてきまるのであります。これを一概に、單一の警察署として、幾らの警察職員が必要であるかといふことは申し上げかねると考へられます。またそういう方面の本質的な調査を私ども十分しておりませんので、この程度のお答えしかできないことをはなはだ遺憾に存じます。

○藤田委員 私たちの案内でありまして、大體諸外國の例等を見まして、一つの警察署の構成人員は、大體二百名以上なくてはならぬといふことを聞いております。二百名以上ないと、一つの警察署としての機能を發揮できない。この説からしますと、どうしても人口十萬以上の都市でないといわゆ

る自治警の能力の妙味が発揮できぬといふような気がいたしますので、参考のためにお聞きしたのであります。参考のためには、大休大阪の公安委員長の御意見はわかりました。

次にお伺いしたいのは、先ほど来の公述におきまして、特殊犯罪、重要犯罪の捜査に關しまして、いろいろ御意見が出ております。現在の法務府にございませう。特審局の機構を拡充してやる方法を、多数の方が述べられておりましたが、これは現在の法務府内の特審局を拡大強化するという御意見と承つてよろしゅうございませうか。それとも別個の、大休特審局的な機関をつくるお気持ち述べられたのであるか、お伺いしたいと思います。アメリカにおきましては、御承知の通り、連邦捜査局 FBI というのがありまして、相当重要な国家的犯罪に關しましては、国家地方警察が自治警の管轄内に入つて捜査をやつております。先ほど述べられました特審局の機構の拡充というのは、調査だけであるか、あるいは捜査まで特審局を拡充してやらせたいというお気持ちでありますか。この特審局を拡充する御構想に對し、その権限の限界をひとつお伺いしたいと思います。

○小畑参考人 お答え申します。特審局の拡大強化というふうな言葉を先ほど使いましたが、どういふふうな機構にするか、現在の特審局をそのままにしておいて拡大するか、あるいは別に特審局みたいなものをつくるかということですが、私は現在の特審局をそのまま拡大して、そういう部分をつくつてもよろしい、別につくつてもよろしい。それはただ現在の行政機構のあ

ばいで、どちらでもよいと思つております。便利な方がよいでしょう。そうして捜査だけにするか、検挙までやるかというところは、さしあたりは私は捜査だけでいいと思つておられます。逮捕という段階に入つたときには、場合によつて自治警にそれを命ずるとか、あるいは地方警察に命ずるとか、漠然とはそう考へておられます。しかしながら、この点は、われわれ御承知の通りよろしゅうでありますから、さういふ具体的なことは、實際の実務に當つておる警察側によく研究すべきことだと考へておられます。

○藤田委員 ただいまの特審局の問題は大休了承しましたが、国家公安委員会の権限と申しますか、構成に關しまして、大阪の警視總監から非常におもしろい意見が出ておられます。われわれも大体賛成であります。現在のごとき、執行機關たる下部組織を持つた国家公安委員会はよろしくない。国家地方警察本部の事務局が、そのまま国家公安委員会の執行機關になつておられますが、この制度を改めまして、たとえば国家防衛庁のごとき機関にすることがよろしいのじやないか。執行的な下部組織を持たない国家公安委員会に改組することが国家公安委員会の運営上、非常に妙味を発揮できる。そうして國警にも自治警にも所屬せざる、たとえは國家警察庁のごときものを設くべきであるという御意見がございまして、この点に關しまして、お二方の御意見がありましたら、拜聴いたしたいと思います。

○藤田委員 私たちの考へ方として、七つのことを考へておられます。これは質問でございませうが、御参考に申し上げて質問をしたいと思います。第一は、終戦前の警察の長所と、現行法の短所を勘案すること。第二番目は、白鳥さんの言われました地方財政の観点から研究すること。第三番目は、地方自治の本質、地方分権の建前から考へてはどうか。第四には、現下の政情ももちろん考へなくてはならぬ。第五番目は、当面緊急な、講和後の治安ということを考へなければならぬ。第六番目は、現行法制定当時の不備欠陥がございましたら、その不備欠陥、その後の実績を考へなくてはならぬ。最後に、外国の反響も十分注意しなくてはならぬ。国家地方警察の試案といわれ

○神宅参考人 ただいまの点であります。大休鈴木警視總監が考へておられますように、犯罪の鑑識とか学校とか、そういうふうな一実際に地域を持つて、その地域の治安を維持しようというものは別にしまして、そういう特殊なものだけを取扱うのが、国家公安委員の任務にふさわしいんじやないか、かように考へておられます。

○藤田委員 私たちの考へ方として、七つのことを考へておられます。これは質問でございませうが、御参考に申し上げて質問をしたいと思います。第一は、終戦前の警察の長所と、現行法の短所を勘案すること。第二番目は、白鳥さんの言われました地方財政の観点から研究すること。第三番目は、地方自治の本質、地方分権の建前から考へてはどうか。第四には、現下の政情ももちろん考へなくてはならぬ。第五番目は、当面緊急な、講和後の治安ということを考へなければならぬ。第六番目は、現行法制定当時の不備欠陥がございましたら、その不備欠陥、その後の実績を考へなくてはならぬ。最後に、外国の反響も十分注意しなくてはならぬ。国家地方警察の試案といわれ

○藤田委員 私たちの考へ方として、七つのことを考へておられます。これは質問でございませうが、御参考に申し上げて質問をしたいと思います。第一は、終戦前の警察の長所と、現行法の短所を勘案すること。第二番目は、白鳥さんの言われました地方財政の観点から研究すること。第三番目は、地方自治の本質、地方分権の建前から考へてはどうか。第四には、現下の政情ももちろん考へなくてはならぬ。第五番目は、当面緊急な、講和後の治安ということを考へなければならぬ。第六番目は、現行法制定当時の不備欠陥がございましたら、その不備欠陥、その後の実績を考へなくてはならぬ。最後に、外国の反響も十分注意しなくてはならぬ。国家地方警察の試案といわれ

○藤田委員 私たちの考へ方として、七つのことを考へておられます。これは質問でございませうが、御参考に申し上げて質問をしたいと思います。第一は、終戦前の警察の長所と、現行法の短所を勘案すること。第二番目は、白鳥さんの言われました地方財政の観点から研究すること。第三番目は、地方自治の本質、地方分権の建前から考へてはどうか。第四には、現下の政情ももちろん考へなくてはならぬ。第五番目は、当面緊急な、講和後の治安ということを考へなければならぬ。第六番目は、現行法制定当時の不備欠陥がございましたら、その不備欠陥、その後の実績を考へなくてはならぬ。最後に、外国の反響も十分注意しなくてはならぬ。国家地方警察の試案といわれ

○藤田委員 私たちの考へ方として、七つのことを考へておられます。これは質問でございませうが、御参考に申し上げて質問をしたいと思います。第一は、終戦前の警察の長所と、現行法の短所を勘案すること。第二番目は、白鳥さんの言われました地方財政の観点から研究すること。第三番目は、地方自治の本質、地方分権の建前から考へてはどうか。第四には、現下の政情ももちろん考へなくてはならぬ。第五番目は、当面緊急な、講和後の治安ということを考へなければならぬ。第六番目は、現行法制定当時の不備欠陥がございましたら、その不備欠陥、その後の実績を考へなくてはならぬ。最後に、外国の反響も十分注意しなくてはならぬ。国家地方警察の試案といわれ

○藤田委員 私たちの考へ方として、七つのことを考へておられます。これは質問でございませうが、御参考に申し上げて質問をしたいと思います。第一は、終戦前の警察の長所と、現行法の短所を勘案すること。第二番目は、白鳥さんの言われました地方財政の観点から研究すること。第三番目は、地方自治の本質、地方分権の建前から考へてはどうか。第四には、現下の政情ももちろん考へなくてはならぬ。第五番目は、当面緊急な、講和後の治安ということを考へなければならぬ。第六番目は、現行法制定当時の不備欠陥がございましたら、その不備欠陥、その後の実績を考へなくてはならぬ。最後に、外国の反響も十分注意しなくてはならぬ。国家地方警察の試案といわれ

○藤田委員 私たちの考へ方として、七つのことを考へておられます。これは質問でございませうが、御参考に申し上げて質問をしたいと思います。第一は、終戦前の警察の長所と、現行法の短所を勘案すること。第二番目は、白鳥さんの言われました地方財政の観点から研究すること。第三番目は、地方自治の本質、地方分権の建前から考へてはどうか。第四には、現下の政情ももちろん考へなくてはならぬ。第五番目は、当面緊急な、講和後の治安ということを考へなければならぬ。第六番目は、現行法制定当時の不備欠陥がございましたら、その不備欠陥、その後の実績を考へなくてはならぬ。最後に、外国の反響も十分注意しなくてはならぬ。国家地方警察の試案といわれ

○藤田委員 私たちの考へ方として、七つのことを考へておられます。これは質問でございませうが、御参考に申し上げて質問をしたいと思います。第一は、終戦前の警察の長所と、現行法の短所を勘案すること。第二番目は、白鳥さんの言われました地方財政の観点から研究すること。第三番目は、地方自治の本質、地方分権の建前から考へてはどうか。第四には、現下の政情ももちろん考へなくてはならぬ。第五番目は、当面緊急な、講和後の治安ということを考へなければならぬ。第六番目は、現行法制定当時の不備欠陥がございましたら、その不備欠陥、その後の実績を考へなくてはならぬ。最後に、外国の反響も十分注意しなくてはならぬ。国家地方警察の試案といわれ

○藤田委員 私たちの考へ方として、七つのことを考へておられます。これは質問でございませうが、御参考に申し上げて質問をしたいと思います。第一は、終戦前の警察の長所と、現行法の短所を勘案すること。第二番目は、白鳥さんの言われました地方財政の観点から研究すること。第三番目は、地方自治の本質、地方分権の建前から考へてはどうか。第四には、現下の政情ももちろん考へなくてはならぬ。第五番目は、当面緊急な、講和後の治安ということを考へなければならぬ。第六番目は、現行法制定当時の不備欠陥がございましたら、その不備欠陥、その後の実績を考へなくてはならぬ。最後に、外国の反響も十分注意しなくてはならぬ。国家地方警察の試案といわれ

方から拜聴したところによりまして、大体現案にはすでに犯罪情報は連絡しておるといふことださうでございませう。そうすれば、現案に犯罪情報の連絡があるのだから、その表現を、報告とか何とか、義務的な強い表現を使わなければ、法文化してもいいという意味に解釈してよろしゅうございませうか。現案に犯罪情報の連絡があるという点からしまして、それを明文化する方がかえつてすつきりしやしないか。報告という表現は支障があるかと思ひますが、表現を弱く、やわらかくしたならば、明文化してもいいかどうか、この点お伺いしておきたいと思ひます。

○藤田委員 私たちの考へ方として、七つのことを考へておられます。これは質問でございませうが、御参考に申し上げて質問をしたいと思います。第一は、終戦前の警察の長所と、現行法の短所を勘案すること。第二番目は、白鳥さんの言われました地方財政の観点から研究すること。第三番目は、地方自治の本質、地方分権の建前から考へてはどうか。第四には、現下の政情ももちろん考へなくてはならぬ。第五番目は、当面緊急な、講和後の治安ということを考へなければならぬ。第六番目は、現行法制定当時の不備欠陥がございましたら、その不備欠陥、その後の実績を考へなくてはならぬ。最後に、外国の反響も十分注意しなくてはならぬ。国家地方警察の試案といわれ

○藤田委員 私たちの考へ方として、七つのことを考へておられます。これは質問でございませうが、御参考に申し上げて質問をしたいと思います。第一は、終戦前の警察の長所と、現行法の短所を勘案すること。第二番目は、白鳥さんの言われました地方財政の観点から研究すること。第三番目は、地方自治の本質、地方分権の建前から考へてはどうか。第四には、現下の政情ももちろん考へなくてはならぬ。第五番目は、当面緊急な、講和後の治安ということを考へなければならぬ。第六番目は、現行法制定当時の不備欠陥がございましたら、その不備欠陥、その後の実績を考へなくてはならぬ。最後に、外国の反響も十分注意しなくてはならぬ。国家地方警察の試案といわれ

○藤田委員 私たちの考へ方として、七つのことを考へておられます。これは質問でございませうが、御参考に申し上げて質問をしたいと思います。第一は、終戦前の警察の長所と、現行法の短所を勘案すること。第二番目は、白鳥さんの言われました地方財政の観点から研究すること。第三番目は、地方自治の本質、地方分権の建前から考へてはどうか。第四には、現下の政情ももちろん考へなくてはならぬ。第五番目は、当面緊急な、講和後の治安ということを考へなければならぬ。第六番目は、現行法制定当時の不備欠陥がございましたら、その不備欠陥、その後の実績を考へなくてはならぬ。最後に、外国の反響も十分注意しなくてはならぬ。国家地方警察の試案といわれ

これは双方が誠意治安維持に当るといふ上から行きまして、協定といいますが、そういうふうな方法で片づけられる方がいいのじやないか、こう考えます。これは辻公安委員長、斎藤長官とも御相談したのでありますが、その席上では、それでもよからうというお話でありました。ただ、きょう新聞で拜見いたしますと、これが法文化されておるようでありますが、実際はそういうふうな話し合いであるのであります。

○藤田委員 現在の警察法には、犯罪統計と鑑識にしましては報告の義務を規定しております。従いまして、現実に情報の連絡をやつておられるならば、法文化してもいいんじゃないかと、いろいろつが出来る可能性がございますので、私の観測として、実は御参考までに申し上げたわけですが、この点にしまして、小畑さんの御意見があらば承りたいと思つておられます。

○小畑参考人 今のお話ですが、これを法文化というのは、自治体警察は国家地方警察に対して、情報を提出せねばならぬ義務を負わされるのだというふうに、初めあれ／＼は承つておりました。もしそういうふうな法文化されますと、今度は国警の方からどん／＼注文が出るだろう。その注文も必ずしも正当でない——正当でないとか、不正当という、言葉が悪いかもしれませんが、かつてな注文が出る。それでも一々報告せねばならぬというふうなことになる。それこそいよいよ／＼国家地方警察は、自治体警察を支配下に置いておるといふようなことをますます増強させる。これはいわゆる昔の国家警察に移るものである。そういう意味において、これを法文化するといふ

ことはよろしくない、こういうことをわれ／＼は論じて来ているわけですが。

○藤田委員 最後にもう一点お伺したいのですが、政府の原案に出るかどうかわかりませんが、首都警察の国警移管の問題であります。これにしましては、すでに皇居の警察が国警に入るべきであるという説がございます。それを拡大解釈して、警視庁も入るべきであるという説がございます。またアメリカの首都警察も、国家警察をやつておるといふような生きた証拠を示される向きもございまして、もちろんアメリカにおいては御存じの通り首都には自治体がございます。従つて警察を運営すべき自治体がないために、いやでも国家警察に入つておられますから、アメリカのワシントンの首都警察は、日本において参考にならないわけでありませんが、これを生きた例として、警視庁を国家警察にせよという意見もございまして、この点にしまして、われ／＼も首都の特殊性からして一般自治体とはかわつた扱いをすべきであるという気持ちも強く動いておりますが、この点にしまして小畑さんの忌憚ない、冷静な第三者としての御意見をお伺いしておきたいと思つておられます。

○小畑参考人 その問題を私に答弁せよということとは、私には非常に困ることなんです。ようやく今この問題が解消しておるところで、この際私の意見を述べるといふことは、ます／＼紛糾させるような気がいたしましたから、どうかこの答弁はお許しを願いたしたいと思います。

○神宅参考人 東京都特別区でない自治体から、これをかれこれ申し上げるのは、はなはだ行き過ぎではないかとい

う御非難もあろうと思つておられますが、この改正案に流れておる思想から行きますと、一番大きな自治体警察である警視庁を国警に、小さな自治体である町村警察を国警に編入しようとなされるという前提でないか、あるいはまたそれを一方からくずして行こうとしておる考え方の現われではないか、これは私の邪推かもしれませんが、私の言ひ過ぎかもしれませんが、さういふにも考えられますので、これは地方自治の本義に反し、警察法制定の連合軍司令官からの書簡等にも反するのであつて、警視庁には直接関係がないようであり、自治体全体としておもしろくない行き方ではないかと考へておられます。御参考までに……。

○前尾委員長 立花敏男君。

○立花委員 たくさん御意見を承つて、政府案と称せられるものに対する反対の意見もたくさん承つたわけでありますが、それをまとめまして、根本的にお聞きしたいのですが、今度の改正案と称されるもの本質は一体どこにあるのか。個々の点でいろいろ御意見もございまして、それが、全体としての本質をどういふふうにおつかみになつておるか。たとえは神宅さんの御意見ですと、今度の改正の根本思想は中央集権化だ、そういう点で賛成でございと言われたのですが、そういう点までつづ込んだ御意見の発表がなかつた向きもございまして、皆さんその本質をどういふふうにおつかみになつておるか、承らしていただきたいと思つておられます。

○神宅参考人 お答えいたします。辻公安委員長のお説明によりますと、警

察法ができてから後、各方面から寄せられる現行法の不備欠点に対する改正意見、国家公安委員が各地に御出張になつて調査せられた結果、現行警察法の不備欠点のある点も知り得たので、それをまとめて改正案の要綱ができたのだというお話を承りました。要するに根本思想は、私どもが邪推しておりますように、中央集権化の現われだとは、政府当局はおつしやいませんで、大橋法務総裁は、自分が独自の考へでこの改正案をこしらえておられる、国家地方警察にも、自治体警察にも、検察庁側にも相談をしていない。独自の考へをまとめたものがこれである。但し條文の起草は、国家地方警察の方に整理しておられるのだ、こういうお話を承つたのでありまして、その間に辻委員長と大橋法務総裁との意見の食い違ひがあるように私も思つておりましたので、重ねて辻委員長にお伺いしますと、大橋さんは、いろいろ／＼な報告を基礎とせられて、独自の見解でこの改正をしようと考えておられるのだとおつしやつたのだらう。大橋さんのお考へとしては、それが至当なんだ。しかし実情はさきに申し上げましたような実情から出発したのだ、こういうお話でありました。それ以上、この根本理念がどこにあるか、政府当局のお話は承つておりませんが、中央集権化そのものではないかといふのは、私どもの考へであります。さういふ御承知を願ひます。

○立花委員 政府の見解を聞いておられるではありませんんで、あなたたちの御解釈を聞いておられるのです。それで結構だと思つておられます。さいせん、根本思想は中央集権化なので、そういう改革

には賛成できないとおつしやつたのですが、公安委員長あるいはその他の方には、そういう明白な御見解の発表がなかつたのです。そういう点でどういふふうにお考えなのか、その点を承りたい。この間大阪の警視總監が参りましたときに、總監ははつきりと、今度の改革はフアツシヨ的な改革である、断固反対するということを表明された。その際私は、それは鈴木總監個人としての意見なのか、全国の組織的な意見かといふことを聞きまして、このころ、これは千六百自治警察全部の意見である、同時に全国の公安委員の意見でもあり、あるいは間接にはあるが、自治体の首長の意見でもある、こういうふうにおつしやつたわけでありますが、きょうは神宅さんの発言を除いては、ほかにはそういう御発言がなかつたやうであります。きょうの朝刊にも反対の意見が載つておりますが、そういう点でもつとはつきりした意思表示をお願いいたします。

○白鳥参考人 先ほどのお話の中に、自治体の首長の意見といふことがございしましたが、そういうことと、結局町村会の意見もさうだということとされるやうであります。それにつきまして町村会の方の意向をはつきり申し上げておきたいと思つておられます。私たちは今度の改正をさういふふうには考へておりませんが、結局、当然国家が掌握すべき警察事務を国家がやる。警察事務の再給分の線に沿つておられるのだ、そういうふうな考へておられるのでございませぬ。決してフアツシヨ化などとは考へておりませぬ。

○立花委員 公安委員会の方はどうですか。

○小畑参考人 私どもは別にこれをアツシヨとか何とかいふふうには考えませんが、ただ全般的にもとの原案を通過いたしますと、何かしらやはりここに中央集権化するおそれがあるものなりというふうには、私どもは認めております。それ以上のごときは、理念はどこにあるかということについて明確な答弁は私にはし兼ねます。

○立花委員 わからぬ点がありますので、最初の方にもう一度伺つておきたいと思ひますが、警察事務の再配分だと御解釈になつておるといふことは、けつこうなんです、再配分の方向の問題なんです。現在すでに警察事務の配分は、ある程度警察法によつて新しい方向が生み出されておるはずなんです、それはいわゆる新しい警察法の形で、警察の民主化、自治体警察の方向という形が出ておるわけです。この際すでに新しい警察事務の再配分は方向づけられておるはずですが、これと今回の改正との間の関係、これをどういふふうにお考えなのか。

○白鳥参考人 お答え申し上げます。私ども今までは、自治権の拡充ということについては、初めからそういう方向で主張し続けて参つたのでございませう。また当地方行政委員会におかれまして、常に私どもを指導御鞭撻くださいまして、自治権の拡充についてお働きいただきましたことを常日ご感謝いたしておるのであります。しかし自治の拡充と申しまして、そこには一定の限度がございまして、すべての警察事務を自治体にまかせざるなら、それが自治権の拡充だとは、ゆめさら考えておりません。今までの警察法によりますと、先ほど申しました通りに、

当然国家警察として働くべき仕事までも、自治体警察に分担させられていくわけでありませう。これはちよと今までの他の行政方面におきまして同じような傾向がございませう。御承知の通り、私たちが町村の事務としてとり行つておられますもの七割は、実は国家の事務なんでありませう。こういうふうなあり方が、自治権の拡充には不適当だといふので、行政事務の再配分といふことを、非常に力強く私どもは叫んで参つて来ておるのであります。あなたがちよとすべての業務を自治体に委譲するのが地方分権だとは考えておりません。そういう意味で、今回の改正も警察事務の再配分の線に沿つたものだと思います。というふうにお考えおる次第でございます。

○立花委員 大阪の鈴木総監の意見によりまして、国家警察という考え方自体が間違つておる。あれは国家地方警察だ、国家警察ではないのだ。ここに大きな錯覚があるのではないか。国家警察自体も地方警察だ。戦争時代の国家警察の弊害を、自治体警察あるいは国家地方警察にすることによつて、初めて警察の民主化が行われるのだ。だから国家警察という考え方は、一つの錯覚なんだというふうには大阪の警視総監は言つておる。私も本質的にはそうだと思う。だから国家警察のやるべき仕事は何かあつて、それを自治体に押しつけるのはおかしいので、その間の混淆があるから再配分をやるのだ、こうなつて参ります、根本的な考え方をもう一度考えなければいけません。ないかと思ひます。現在政府がいつておられます行政事務の再配分も、地方でやるべき仕事を国家がやつ

ているものがたくさんあるので、それを地方にどん／＼やらすというのなら、行政事務の再配分だと思ふ。だから警察事務の再配分を行います場合も、むしろ警察事務を現在地方がやつておられますものを、いわゆる中央集権的に中央に逆もどりさすのではなくて、行政事務の再配分と同じように、やはり地方にやらすということが、警察事務の再配分といふことが言われていたとしても、その方向に行かなければならない。ところが逆に地方自治体警察の仕事、国家警察がやるという方向に行つておるわけで、これは単に警察事務の再配分という言葉をこまかし切れないのではないかと思ふのです。そこにもう一度根本的に考えていただかなければならぬ問題があると思ふのですが、この点はどうですか。

○白鳥参考人 まことに恐縮でございますが、たとえば密貿易の取締りというよりなことも、これは自治体警察が当然やるべき仕事だとお考えになつていらつしやいませうか、お伺ひしたいのでございませう。自治体警察がやつている仕事でも、当然国家警察として国家の警察力で運営しなければならぬようなことまでも、一切合財現在では自治体警察がやらされておるといふ点について、先ほど私が申しましたような実例があるのをごいひますが、それはいかがお考えでございますか、お教え願ひしたいと思います。

○立花委員 そういふ個々の問題につきましてははる／＼な点もございませうが、根本的な考え方については、やはり本質的なものは、大阪の警視総監あるいは東京の警視総監が指摘されたような方向に行つておるんじゃないか。密貿易の問題などは海上保安庁がおりますし、適当な方法を講じますれば、現在の国家警察でもある程度行い得る余地がございませうし、そういう個々の問題があるからというて、全体的な警察のあり方の方向を根本的にかえる必要はない。これも大阪の警視総監の言葉を引きますが、たとい第三次世界大戦が勃発いたしましたとしても、現在の警察の根本的なあり方をかえる必要はない、こういうことまで極言しております。ましてや、第三次大戦がまだ勃発してない現在におきましては、現在の警察のあり方で十分なんだといふことをはつきり申しておりますので、その点に非常な意見の食い違ひがあると思ふのですが、その点ひとつ……。

○白鳥参考人 私この議事法をよく存じませぬ、参考人から議員に御質問を申し上げ、まことに恐縮いたしております。そういうことは許されぬといういふことでもございませう。まことに失礼なことを申し上げましてお詫び申し上げます。それにもかかわりませぬ、私のおぼしつた御質問を快く御答弁いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

○立花委員 そうむずかしくならぬでも、お互いに意見は交換させていたただいた方が、かえつていいんじゃないかと思ひます。委員長さそなければ……。

○前尾委員長 いや、別にとめたというわけではないのですが、そういうことになつておるから、適当なところでやつてもらいたいという意味で……。

○立花委員 あまり問題がこまかくなりませぬので、今の問題はこの程度でとどめておきたいと思ひますが、しかしやはり私どもは個々の現象にとらわれ

るんじゃないに、ずつと動き方自体の本質を見なければいけないんじゃないかと思ふ。大阪の警視総監の意見は多少行き過ぎがあるかと思ひますが、大体全国の公安委員長も反対の意思表示をされておられますし、警察の方は明らかに反対されておられますし、こういう形がずつと出ておるのですが、それにもかかわりませぬ、政府はきのうか、ああいう案を新聞に発表しております。しかもこの委員会でも事前審議の形で、私どもが皆さんに来ていただいて審議をしておりますのに、まだ結論もできていないにかかわらず、政府がずつとああいう案を発表しているといふふうになり、何か上からどん／＼押しつけられる形が出て来ておるわけです。神宅さんのお話にも、辻公安委員長は全国の改正意見をまとめて出すと言つておる。いかかわりませぬ、大橋法務総監は独自の見解で改正案を出すのだと言つておる。ここにやはり意見の食い違ひがあら

りまして、全体として見ますと、どうしてもやはりどこか雲の上から改正案が出て来たという感じがするわけですね。これに対してダレス・吉田会談で警察問題が触れられておりますが、どこまで触れられたか、つまびらかにされてないの、私どもはつきりいたしません。どこか案のところから改正案が出ておるんじゃないかという感じがするわけですね。辻公安委員長自体この改正案をおつくりになること自体が、少し私はおかしいのではないかと、自治体警察の存続の問題まで国家公安委員長である辻さんがおやりになることとはおかしい。むしろ辻さんをお加えになるのであれば、全国の公安委員長の代表をお加えになつてやるのが私は

るんじゃないに、ずつと動き方自体の本質を見なければいけないんじゃないかと思ふ。大阪の警視総監の意見は多少行き過ぎがあるかと思ひますが、大体全国の公安委員長も反対の意思表示をされておられますし、警察の方は明らかに反対されておられますし、こういう形がずつと出ておるのですが、それにもかかわりませぬ、政府はきのうか、ああいう案を新聞に発表しております。しかもこの委員会でも事前審議の形で、私どもが皆さんに来ていただいて審議をしておりますのに、まだ結論もできていないにかかわらず、政府がずつとああいう案を発表しているといふふうになり、何か上からどん／＼押しつけられる形が出て来ておるわけです。神宅さんのお話にも、辻公安委員長は全国の改正意見をまとめて出すと言つておる。いかかわりませぬ、大橋法務総監は独自の見解で改正案を出すのだと言つておる。ここにやはり意見の食い違ひがあら

至当であろうと思う。そういう形で、今度の改正案が、何か国民の知らない間に、国民のわからないところから出て来ているという感じがするのです。が、そういうところに改正案の本質があるのじやないかと思う。それでせつかくあなたたちに来ていただいて御意見を承つておるのですか、しかし片一方には政府が改正案を決定しているわけであつたに來ていたではないか、何のために來ていたではないか、何のかわからない。もつと極言いたしますと、議会の民主主義の仮面を装うために、あなたたちに來ていただいて、みんなの意見を聞いておるのだという形をつくり上げる。實質はそうじやなしに、もう政府が閣議決定で、あなたたちの反対にかかわらず改正案をつくつて、實質はそれを強行して行く、こういうところはこの案の改正の本質があるのではないかと思うのですが、そういう点で、どういふふうな御批判なり御意見をもちか、承つておきたい。

○小畑参考人 何もお答えすることはございません。
○前尾委員長 答弁ないそうです。それから立花君、政府が呼んでおられるのではないのです。この委員会で参考人を呼んでいるのですから、そのつもりで……

○立花委員 私もはせつかく国会へ代表として來られた参考人の方から、忌憚のない御意見をやはり聞かしていただきたいと思うのです。部分的な御意見だけで、本心がわかりませんので、やはり根本的な点に於いての忌憚のない御意見をお吐き願うようにお願いしておきます。国会の自主権はこ

ういうところに私は守られるのではないかと。ほんとうに忌憚のない御意見をひとつはつきりお出し願うようにお願いしたいと思います。
それで具体的なことに入りたいたと思ひます。町村に国家警察が独立して入つて参ります場合に、公安委員会との関係あるいは首長との関係が、水に油をまぜたような形になつて来るのではないか。これは公安委員はなくなるかもしれないが、首長との関係がはたして円滑に行くかどうか。そういう点で御懸念をお持ちになつたことはないでしょうか、これをひとつ伺ひます。

○白鳥参考人 私その点について今まで全然懸念を持つたことはございませぬ。今までの警察法によりまして、私たち町村長は警察事務については何らタツチしておらないものでして、ただ経費の予算化の場合のみ、公安委員であるいは警察の署長等の意見を聞いておるだけでございまして、警察の直接の事務につきましては全然タツチしてありません。従つて今後、自治体警察のありました町に国家警察が入つて参りまして、今までも何ら事情はかわらないというふうな考へておられます。

○立花委員 警察の事務にタツチしておられないのはこれは当然だと思つておられるのではないかと。これは当然だと思つておられるのは、やはり首長の意見が取入れられない、これは問題が起ると思つて、町村に入つて来るということについて、私は当然これは問題が起ると思つて、申しますのは、これは一昨日のこの委員会でありました、斎藤國警察長官が参られました、現在すでに公安委員会

が麻痺してしまつておるところがある。署長を国家警察に敬慕してやらないうと、やみの取締りもできないというやうな形で、現在の警察機構、公安委員会の機構そのものが未端で非常な麻痺しておるところが多分にあるという報告があつたのですが、こういう事態が起つたのは、これは一体どこに原因しているのか。もしこういう事態が多かれ少なかれ、日本の町村にあるとすれば、こういう問題に対してどういう態度をとるかという問題は、これは非常に大きな町村行政の問題になつて参りまして、これは自治体の首長とされましても、それにどう対処するかという

ことは、大きな問題になつて來なければいけないと思つておるのです。その際に地方の首長の上における独立した国家警察のやり方が、はたして町村の意見が合致するかどうか、どういふ形でそれが保障されるか、こういう問題をお考えになる必要はないでしょうか。これは切実な問題になつて來るのじやないかと思つておるのです。

○白鳥参考人 どうも私御意見を承つておりました、びんと來ないのでございまして、自分のことは私たち一番よくわかつておられますから、自分のことを申し上げますと、私は今までも警察の署長とか、あるいはその他の警察吏員に會うことさえも努めて避けておりました。私が警察署にしばしば出入りいたしますと、そうでなくともない腹を探られるというやうなこともあると考えますので、何か催しごとでもなければ私警察署の門はくぐらないやうに、努めて自分でそういうふうなやつて來たつもりであります。警察の署長がどのような職権を行使しようと、それは私

の考へを署長の方に影響を及ぼすべきものではないといふふうな考へてやつて参りましたために、ただいまお話をありましたやうなことは、どうも私にはあまりかけ離れておることなんです。何とお答えができない。私首長といひまして、町村長といひましては、今までもそのやうなつもりで三年間やつて参りました。その点おおくもいたしたいと思います。

○立花委員 公安委員会の方はどうですか。
○小畑参考人 私はただいまのお話の意味がよくわかりません。従つて私は答弁もいたしかねます。
○立花委員 具体的な例をあげると非常によくわかるじやないかと思つておるのですが、たとえばこの間戸手事件というものがあつまして、住民は地方税の問題、それから生活保護法の適用の問題、それから職業紹介の問題、こういう問題で区役所、首長に要求したわけですが、これに警察が介入して参りました。ああいう事件になつたわけですが、そういう場合に、これはやはり首長は警察の問題とは全然関係がないのだといふふうにはつておけないか。その場合に、自治体警察であれば、自治体の公安委員を通じてやはりある程度の緊密な連絡は首長と議会とにあるはずで。しかしこれが国家警察になつて参りますと、その間の連絡なり、意思の疎通なり何なりが、非常に不十分になつて來るじやないか。そういう点で何らの不安もお感じにならないかどうか、そういう点なんです。

○白鳥参考人 その点についても私今のところ不安を感じておりません。と

いうのは、具体的にどういつた事件であつたのか私よくわかりませんが、かりに失業救済の労働者が越年資金をもらいたいといふので、私のところに押しかけたかと仮定いたしました場合に、そこに警察が介入するといふのは、何かやはり介入するだけの原因があつて介入するのでございまして、もしも権限を逸脱して介入した場合には、私それをお断りするだけであつて來るなら、それはまた受入れるだけでありまして、その点について私何ら不安を感じておりません。

○立花委員 介入するだけの理由があつて介入したならもちろんいいんです。そういう場合にだけに限つておられますので、また限らないことも予想できますので、そういう場合に、やはり自治体が持つておる公安委員会、あるいは自治体が持つておる警察があれば、連絡は——もしそこに問題が起りましたも解決が簡単でしようし、また問題が起らないようにする余地はあるわけですが、それが国家警察になつて参りますと、そのことがやはり相対的にはあります。そういう点でこの困難をお感じにならない理由はないかと思つておるのです。そういう意味であれば、この国家警察と地方警察都市警察を区分した理由は全然ありませんので、なるべく地方の実体即ち、住民の要望に即した、住民の生活に即した警察をつくれという意味で、国家警察から自治体、都市警察の方向に移動しおられるのであれば、根本的な警察法の改正、新しい警察法の本質はどこにも見出され

ないわけなんです、ほんとうに地方住民のための行政を、警察行政をも含めておやりにならうとするならば、その間の矛盾を感じになるのが私当然だと思つてますが、そういう点もちつともお感じにならないのですか。

○白鳥参考人 別に矛盾を感じておられないのでございます。と申しますのは、警察事務も含めたと申しますけれど、私も、私も自治体の首長は決して警察事務までタッチしておりません。そこには何か食い違ひがあるのだと思つてございませぬ。これは何も警察ばかりでございませぬ、教育の方面におきましても、校長なら校長に対して私たちが教育の内容について決してとやかく申しませぬ。校長にこれはもうまかせつけりてございませぬ。警察事務のことにつきましては警察署長に、あるいは公安委員会にまかせつけりてございませぬ。その点首長として何ら不満も感じませぬし、何回も御質問がございませぬ、どうもこれ以上申し上げようがないと思つておるのでございませぬ。

○前尾委員長 立花君、ほかにもまだ質問者があるので、簡単にやつてもらいたいと思つてます。

○立花委員 よろしくでございます。これは裏返しにしてみればわかると思つてますが、住民の方から見れば、やはり自分たちが持つている公安委員会、自分たちが持つている警察という建前と国家警察という建前は相当違つてございませぬ、そういう点から考へていただければ、単に市長あるいは町村長としての事務の面だけからお考へにならないで、そういう点からお考へになれば理解していただけると思つて

ますが、この問題は今後の問題になるだらうと思つてますので、このくらいにしてございませぬ。

それから最後にお聞きしておきたいと思つてますのは現在の地方の状態からいたしました、警察力の増強を望んでおられるという御意見があつたように思つてますが、それは全体としての自治体の意向なんですか、それとも特に急激に人口が増加したところの意見でしょうか。その点ははつきりしておいでいただかないと、非常に誤解が生じますので、全体としての、全国一万幾つに達します町村が、すべて警察力の増強を望んでおられるかどうか、また客観的に警察力を増強する必要があるのかどうか、また言いかえまして、市町村の治安がそれだけ乱れておるといふ御認定を持つておられるのかどうか、その点をひとつ……。

○神宅参考人 全体の自治体警察吏員の増強は望んでおりませぬ。ただ急激に人口が増加して、自治体警察に九万五千人口割当られた政令制定当時の人口と非常な違つておりまして、そこに治安の不安を感じるという都市においては増加を望んでおられるのでありますが、私の聞いております範囲では、大阪市では別にこれが増加あるいは減少しようとする考へはななく、まず現状維持のようございませぬ。大阪市の人口割当で定められた警察吏員と布施市とは違つております。布施市は人口五百人にたしか一人だつたと思つてます。大阪市は百五十人に一人という割になつておりますので、布施市と大阪市とは、その間に道路をへだてておるだけ接しておりますから、布施市は警察法の制定せられた当時

から、その増強を望んでおられます。尼ヶ崎市もこのような意見があるといふことを、直接ではありませんが、間接に聞いたことがあるのであります。要するに、そういうふう急激に人口を増加した都市におきましては、治安関係で増加を望んでおられるものが少しいやうに聞いておりますが、非常にたくさんあるといふようなことは、まだ聞いておりませぬ。

○立花委員 公安委員長にお尋ねしたのですが、公安委員長は現在の改正案にありますが市町村に警察の設定をまかすといふ何があるのでしょうか、そういう場合に全国的な見通しはお持ちでしょうか。

○小畑参考人 今度の改正案が通りましたならば、どうなる見込みかという御質問であります、それは私はよくわかりませぬ。そう申すよりほかにはありません。

○前尾委員長 参考人でありませぬか、そのつもりでやつていただかないと……。

○立花委員 そうすると、最後にお尋ねいたしますが、警察の問題ではさげん金刺さんですか御意見がございませぬが、全国の警察を全部自治体警察一本にするという御意見があつたのであつたら、その問題は、そういうことを主張されませぬ、多分に警察予備隊の問題があるじやないかと思つてますが、警察予備隊についての見解と申しますか、警察予備隊はどういうものかといふふうにお考へになつておられるのか、それをお伺いしたいと思います。

○神宅参考人 警察予備隊は、政令できまつておりますうちに、非常に制限された範囲で活動するのであります。一般の治安関係の状態においては、警察予備隊は活動しないのであります。私も公安委員としましては、警察予備隊の活動するような事象が日本にならないうこと、従つて警察能力を十分發揮し得ないのでないかといふこと、従つて警察予備隊の活動に十分留意する必要があるならば、国内治安のためには直接関係はないといふふうにお考へております。

○門司委員 もう大体聞き盡されているので、ほとんど言うことはないのであります、ただ一つ自治体の責任者がおいでになつておるのでお聞きしたいのです。今度の改正案の一つのポイント、やはり自治体の弱小という言葉を悪用して悪いのであります、事実上弱小であります。弱小の自治体警察の存続に關して相議論がかわされてい、こう考へております。しかしこの問題の解決は警察法の欠陥であるのか、あるいはそれは別として、財政的の処置の欠陥であるのか、いずれかというところがやはり問題となつておる。従つて理事者の方からこれをお考へになつておるときに、自治体警察としては、財政さえあれば今の警察でい、ということがお考へなのか。あるいは財政があつても、自治体警察自身が警察法を改正してもらいたいといふような意見であるのか、それをはつきり伺つておきたいと思つてます。

○白鳥参考人 先ほど私公選をいたした理由があるわけでありませぬ。町村会で今自治体警察の返上を唱へて多つたのでございませぬ、それには先ほど申しました通り、一つは財政上の問題、それからもう一つは今の町で持つてい

る自治体警察というものは、警察吏員がたか〆二十三名か二十五名でございませぬ。これは一つは警察署としては小さ過ぎるといふこと、従つて警察能力を十分發揮し得ないのでないかといふこと、従つて警察予備隊を唱へて多つたのであります。お説にありますが二つの点があつてはまるといふふうにお考へております。

○門司委員 結論としてどうお考へてございませぬか。政府はいずれこの法律案を出して来ると思つてますが、そのときにわれ〳〵の参考として、これを処置するに關して結論としてどちらをとるべきかといふことであります。私がこゝういふ質問をいたしますのは、これは國警察長官にも聞いたのであります、もしも財政が許して今の警察制度でい、という見通しがつくのなら、財政だけの問題を解決すればいいはずである。これが両方ともどうも困るのだといふならば、あるいはこれを廃止しなければならぬ。両方悪いなら廃止しなければならぬといふことになるのであります。警察法というものは財政の問題であると思つておるときに、治安の維持が主でありまして、どうして

も自治体警察で十分だといふ意見が立つならば、財政の方をやはり強く主張しなければならぬ、こゝういふ考へ方が二つだと言われただけでは、私も判断に苦しむ。ちよつとむすかしい問題だと思つてますが、ひとつの警察法自身がこゝういふデレケートな関係を持つております。その辺をもう一つつつ込んで思慮なくお話を願ひたいと思つてます。○白鳥参考人 重ねてお答申申し上げますが、私たち町村会といひますれば、政府原案の通りに三万ないし五万あるいは市に關つては必置機関とし、町

村においてはこれを任意機関とするというふうな線でおとりはからいいた

○門司委員 大体それでわかりました

が、これは便宜なものの方だと私は思つております。今日の問題にちつとも触れていないと思つたのでありまして、たださういうふうな折衷したよ

○門司委員 もうひとつ聞いておきたいと思つたことは、この警察法の修正案の中にもありますが、公安委員の選任について、この警察法に修正

○門司委員 もう一つ聞いておきたいのであります。これはちよつとポイント

に多少の困難があつてもわれ／＼はそ

ういふ昔の官尊民卑の思想はひとつで

○白鳥参考人 私の個人的な体験だけ

○白鳥参考人 私千葉の人間でございます

○白鳥参考人 お答へ申し上げます

○床次委員 先ほど尋ねられた残り

らお考えになりまして、現在の自警を

持たざる国家地方警察の所管の中にお

○白鳥参考人 私千葉の人間でございます

○白鳥参考人 お答へ申し上げます

○床次委員 先ほど尋ねられた残り

が十分發揮できないからという二つの

理由から、自治体警察を大きくしたい、

○白鳥参考人 お答へ申し上げます

○床次委員 先ほど尋ねられた残り

ないのじやないかというふうにご考

おります。私どもの町は幸い人口二万

○白鳥参考人 お答へ申し上げます

○床次委員 先ほど尋ねられた残り

のいろいろ／＼な機械等を購入するとい

警察というものはあまり規模が小さ過ぎ
て、冗費がかかり過ぎるといふふう
に考えております。

○床次委員 大体わかりましたが、た
だいまのお話を承りますと、結局郡單
位のような相当町村の数を集めてやり
ましたならば、自治体警察でもよろし
いという結論が出るかと思ふのであり
ます。しかしこの際、農村地帯のよう
な町村が幾つ集まっても、自治体警察
のりつばなものはできないのだとい
うお考えか、あるいは都市のよう
な人口の密集したところ、このよう
なところでは自治体警察はうまく行
くか承りたい。もう一回繰返します
と、たとえば郡単位に組合町村をつ
つて行きましたならば、大都市とい
うものはその中に入つておらな
く、やはり自治体警察として運用が
うまく行くかどうか、相当の人口が
あり、規模の持てる町村であります
れば、自治体警察としてよろしいか
どうか、その点を伺いたい。

○白鳥参考人 組合警察のことは、実
はこの自治体警察が発足する当時か
ら、私主張して参つた一人でございます
が、実際の運用を見ますと、あなが
ち組合の警察がうまく行つてゐると
ころだけとは限らないようにも考
えております。幸いに気性のあつた
町村で組合をつくるならば、それは
結果もうまく行くとおもいます。そ
うでないところ、ただ隣接してゐる
からというだけで組合をつつたの
では、うまく行く道理がないのじや
ないかといふふうに考へてお
ります。従つてどうしても自治体警
察を現在の町村の区域まで広くや
るといふならば、町村合併

をどこまでも強力に押し進めて行
く、それによつて自治体警察を持
つべきだといふふうにも考へる
のでございませぬ。また一面先
ほど御指摘がありました通りに、農
村地帯に参りますれば人口が非
常に少い、財力も比較的弱
い、そこへもつて来て警備する
範囲も非常に大きいのでござ
いませぬ。それから、その費用が
並たいていではないのじやないか
といふふうにも心配いたします。

○前尾委員 それではこれをもつて
本日の参考人の意見の聴取につ
いては、全部終了いたしました。

この際参考人の方々に一言ご
あいさつ申し上げます。最初にも
申し上げました通り、非常に御多
忙の中をおいでいただきまして、
しかも非常に長時間にわた
りまして、忌憚のない御意見を
お聞かせ願ひ、また質問にお
答へ願ひまして、今後の委員会
としまして、まことに参考にな
るところが多々ありましたこと
を、一同にかわりまして厚く御
礼を申し上げます。

○神宅参考人 ざつぱらんに話を
せよというお話がありましたので、
あるいは私が申しましたこと
は過激過ぎたかもしれませんが、
お許しを願ひます。どうもあ
りがとうございました。

○川本委員 これより、さきに本委員
会に設置せられた消防小委員
会の経過並びに結果を御報告
申し上げます。

本小委員会は、昨年十二月十一日
三名の小委員を本委員会にお
いて選任せられたもので、不
肖私が小委員長となつたので
ありますが、爾來小委員会を
開くこと二回、もつぱら先般
来問題となつておりました消
防組織法の一部改正について、
研究を遂げ、各方面とも連
絡の上、改正法律案を作成し
ました。この改正案は、過日
全国都市消防長会議におい
て決議せられた事項、事業
関係者から寄せられた陳情
等のうち、おもなものを摘出
して、これを消防員連盟の常
任幹事会にかけましたところ
、ぜひすみやかに法文化し
ようということになりまして、
採択せられたものを取上げた
次第であります。

○前尾委員長 これより消防に
関する件を議題といたします。
ただいま消防に関する小委員
長川本末治君より発言を求め
られておりますので、これを
許します。川本消防に関する
小委員長。

改正案の内容は、これを大別しま
すと、次の三点であります。
すなわち第一点は、現行消防
組織法第九條の規定を廢止し
て、その意義を明瞭にし、消
防組織の根幹たる各種の消防
機関に對して法的根拠を與
へるとともに、現行法がこれ
ら消防機関の全部または一
部を設けることができること
としてあります。設けなければ
ならぬとして、市町村に必
置の義務を命ずることによ
り、これを設けることによ
ります。

改正案の第二点は、消防団員
の災害補償制度の確立に
関するものであります。一
身を犠牲にして、水火の難
におもむく使命を帯びてお
ります消防員が、後顧の憂
いなく思ふ存分の活動を
をなし得るためには、災
害補償制度の確立の急務
なることは申すまでもない
ことでありまして、その第
四十五條の規定によりま
すれば、この制度は一
応確立いたしましたのであ
りますが、非常勤の消防
団員は特別職であり、非
常勤の消防員法の規定は
適用せられませんが、特
に本法において、これが
規定を新しく設けて、そ
の欠陥を補つて、その
欠陥を補つたものであり
ます。

改正案の第三点は、消防
団長の職を消防団員に
充てること、消防団員
の公職立候補禁止の解除
に関するものであります。
公職選挙法及びこれに
基いて発せられた施行令
により、消防団員は現職
のまま公職の選挙は立
候補することはできな
いことになってお
ります。しかしなが
ら非常勤の消防団員は、
一般の公務員と
その性格は相当相
離れるものであり
まして、現状にお
きましては、地方
において消防団員
の職にある者は、
その土地における
有識階級の者が
多く、これらの
人が報酬の少
い義務的に奉
公してゐる消防
団員の職にある
のゆゑも、つ
つて、立候補
できないとい
はれたいと思
はれます。た
だに本人に
對しては、
広く人材を
網羅し

て、民主政治を行つて行くこととする趣旨にも反し、適当でありませぬから、消防団員は現職のまま立候補できるようにするものであります。

その他はこの機会におきまして教員所字句の整備及び事項の合理化をはかるうとするものでありまして、たとえ消防吏員の階級の基準は、従来一定のものがなく、各市町村で区々であつたものを、国家消防庁の定めた準則によつてこれを定めるとか、消防団長の任命形式を整備するとか、消防事務組合町村の規定を完備するとか、地方公務員法の施行によつて、法の字句を整理したいというのが、改正案のおもな内容であります。これからだと、と大火災季節に入ります折柄、少くともこれくらいの最小限度の消防組織法の改正は、ぜひともすみやかに達成し、もつて消防の充実を期せんとするものであります。

以上消防小委員会の活動並びに消防組織法の一部改正について、成案を得た次第及びその内容の概要を申し上げた次第であります。本委員会においてすみやかに適当に御審議あらんことを望みます。これをおもちまして私の報告といたします。

○前委員 ただいま川本委員長より、消防組織法の一部を改正する法律案の起草並びに結果について報告がありました。お手元に配付してあります同法案について、御質疑なり御意見があれば、この際これを許します。

○立花委員 ちよつとお尋ねいたしますが、第九條の問題ですが、これは現行法では「設けることができる」という規定になっておりますが、これが「設けなければならない」となつたのです

が、これに對しましては、ただいままで私どもはこの委員会で審議いたした警察の問題につきましても、すでに財政の關係から警察返上論が起つておるわけなんです。ところが消防がまた新しくこれを上から義務づけるというところが、この消防法の一つの改正として出て来ておるのですが、こういう点について矛盾を感じになりませんか。それとも義務づけた以上は、これに對しまして相当財政的な裏づけが、当然義務づけた方の義務として課されるわけですが、こういう点で何か具体的にお考えになつておられるかどうか。な

お、もう一点つけ加えることにいたしますが、地方財政の建前から見ます、こういうふうにある仕事を地方に義務づける場合には、地方の意見を聞くわけなんです。その点に對して地方の意見なり、あるいは地方財政委員会の意見なり、どういう形でお聞きになつておるか。どういふ答えがあつたか。これをお伺いしたい。それから最後に、これはいつから実施になるわけですか。これはいつから実施になるわけですか。現在地方の予算は編成期にございまして、消防団の問題がこう上から義務づけられて参りますと、当然予算上の措置をしなければいけません。そういう点でどういふ情勢を把握されているか。以上四つ……。

○川本委員 立花君は私も同じに第五国会以来、地方行政委員会に籍を置いておられて、常によく御質問になつておられますので、よく御承知のことと思つておりましたが、意外なお尋ねにあずかれますので失望したのであります。これを必置機関にしたといふこと

に對して、財政上の裏づけがどういふお話があらうか。今でも全国どこでも消防はほとんどやつていゝ。ただ、それが現在のところではいろいろな面においてはつきりしてない点があるから、それを整理したというにすぎないのであります。総括して答弁いたしますが、財政上の問題などについて、さう御心配になることはおそらくあるまいと思つております。それからいま一つは、現在でもやつておられる問題でありまして、これを必置機関にしたことは、少し従来の建前と違ふのじやないかといふようなお話があります。今までのものでも、ほとんど必置機関にひとしいような現状にありましたので、私どもとしましては、今までの法文よりもこういうふう

に直して行く方がよからうという気持ちでやつたこと、全部これを設ける。こういふことを言いますれば、ただちに財政上の問題を伴つて参ります。今までもあるものを法文の整理をしたこと、最後の文句では、全国の市の中にもいまだに五十以上も実際において機關を何も持つていないといふ所もありまして、少くともそういうところに、全部持つてもらうようにはつきりすることが必要じゃないか、こういう考えから第九條の成案は、大体各委員の御意見をとりまとめ成案を得た、こういう次第であります。

○立花委員 非常に不十分ですが、財政との關係、そういう点にはお答えがなかつたのですが、これは次のお答えのときにあわせてやつていただきたいと思います。

それから、なるほど消防のことはどこでもやつておるんだ、しかしない部分もある、と言われておりますが、な部分には問題ないと思つております。自分の好きな部分にいたしても、自分の好きな部分に自分の好みに応じてやつておるので、これがこういう形では義務づけられた場合とは、非常に違つて来ると思つております。費用の出どころの問題も出て参りますし、費用の出し方も違つて参ります。たとえはこれの中には消防団員の訓練、礼式及び制服に關しては国家消防庁の定める準則に關して市町村規則でこれを定める。こういうふうになつて参ります。訓練とか制服とかいふことまで法文で定められて参ります。今までは火事がありましたら自分のでら着で消してもよかつたのですが、こういうふうな訓練とか制服とか定められて参ります。それをやらなければならぬといふようになります。費用は自分の方の言われるように簡単なものじやないのです。あるいは消防団員の給與の扶助の問題にいたしても、やはりこれは地方公務員に準じてやるというところがたわれておりますので、相当莫大な費用になつて来ると思つて。こういう点で財政の問題を輕視されることは非常に困るのじやないか、さうせん申しましたが、自治体警察すら、財政上の困難から返上するといふ声が出ておる事態で、こういうものをこ

ういふふうな義務づけるようになれれば、消防こそ国家費用でやりなればよいと思つて。現在の困難な地方財政の上に、こういうものを義務づけるという行き方は、私は看過できないのですが、今言いましたら、この点を義務づけている点があるのです

○川本委員 第一段のお尋ねは、訓練機關などを條例によつて規則づけて行くことは、今までのように自由によれないから困るじやないかというお話、それはすべて財政上の問題のように承つておられますが、町村條例はおのづからその町村の実情に即した方法によつてやつて行かれることは申し上げるまでもないわけですが、私がお全

國の一番大火災の多い都市は、どの程度のものに多いかといふことは、私が申し上げなくとも立花君、よく御承知のはずだと思つて。消防は申し上げるまでもなく警察の仕事とは違ふのです。警察は自分が行わなくて人をして行わしめ

て身を挺して行わなければならぬ。これに訓練をさせなくて鳥合の衆をもつてして、はたして実績が上げられるかどうかといふことは、私が貴重な時間を費すまでもないと思つて。こういう意味合いからいたしまして、私も

は、相違今後科学的訓練をさせる行かなければならぬ。これには訓練をしなければ、ほうつておいて大勢さつと出て行つてみたつて、それではたして火事が消えるかどうか、初期防火といふことが消防の使命であるといふことは、よく御承知だと思つて。この点について重ねて申し上げる必要はないと思つて。

それから災害補償の制度を設けたことは、非常に困るじやないかといふお話であります。現在でも非常勤の消

防職員は公職におりまして、それ／＼の犠牲を受けましたときは、各地において相応な補償をいずれにおいてもいいかと思つておられます。しかしこれが規定されておられないために、場所によつて人によつては非常に迷惑を、ところによっては過分な補償を受けておられるところもあるというふうな現状で、かえつてその不明確な状態にあつて、かえつてそのために今日いろいろ問題が起きておるとも御承知だと思つておられますが、そういうふうな点からいまして、なお最初に報告のときに申し上げましたように、実際の面から見れば非常勤の職性的にやつておられる消防団員が、公職について災害をこうむつたとき、何もこれを補償する規定を持たないというふうなことが、はたしていいか悪いかというふうなことは、多く申し上げなくてはならないと思つておられます。またその財政の裏づけはどうかとおつしやるけれども、別にこの規定を設けたから災害がふるるわけではない。常に共産党の諸君が言つておられるように、下の方の人たちを救つてやらなければならぬという共産党の諸君が、そういうことを設けることはどうかというふうな御質問を受けることすら、私は意外に感ずる。こういうことから私も一般の犠牲的にやつておられる人に、ひとしくその災害に対する補償を設けることは当然過ぎるほど当然だ、かように考へて地方公務員法制定の當時にも、われ／＼はその意味において賛成しておられます。ところが特別職であります非常勤の消防団員が抜けておられますので、これを新たに設けたというには深き考えは持つていないといふこ

○立花委員

まつたくピントのはずれた御答弁で困るのですが、私は訓練をやるのが悪いか悪いかを言つてはいいない。訓練をやることに義務づけることに伴うところの財政的な問題、これをどういうふうにお考えになるか、また災害補償の問題も同様なのですが、災害補償をやつてはいいないといふようなことは言つておられないのです。災害補償を義務づけた場合には、地方自治体としての財政支出をどう考えるか、それに対する対策をどうするかといふことを言つておられるのです。

○川本委員

同じことを繰返してもしようがありませんが、要はさつきも申し上げたように、二段階の災害補償をやる場合の財政の裏づけはどうかといふお話なのですが、これはみずから規定を設けても、その町村において今までもそういうことはやつておられるので、規定を設けたから急に災害補償がふえるわけではないのです。そういう点につきましては、私が御答弁するのとが少しピントはずれかもしれぬが、聞かれる方のあなたもピントはずれではないかと思つておられます。現に災害補償を設けたから、災害補償の額がふえるというなら、それはおのずから別だけけれども、従来もあり、現在もある、ただそれを規定づけてやるというところが、実際に消防団員が非常に安心して、助けるだろうという意味から設けただけでありまして、別にこれが設けられたから特別にそういう経費がいるとは、私どもは考へておりません。現在も出しておられるのですから、こういう訓練に對しまする費用の問題でも、訓練するからといって地方の財政が、警察

○立花委員

あなたのお話では設けてないところもあるといふふうにお話されたのですが、設けてないところは、理由で設けてないのか、設けてないところは私は多分財政的な理由が多いと思つておられますが、そういうところというふうなことを言つて、はたして今までの財政的な理由で設けられないところが、一挙に設けられる財政的な余裕ができて来るかどうか、この問題は多かれ少かれ現在設けているところにも起りますので、この問題はやはり今必要があるのじやないか、そういう建前から実は地方財政法の精神からいいたしまして、こういうふうな国家が地方に仕事を義務づける場合には、財政的な措置を考へなければいけません。ところがたわわれておられますから、そういう考慮が拂われなければいけない。またそういうことを上から押しつけられた場合には、財政的に困りますので、地方財政法の規定もありません。

○川本委員

重ねてお答えいたしますが、今のお話の消防を置いていない都市などは、財政上から置いていないのじやないかという御意見であります。必ずしも困るから置いてないと断定もしかねる点もあるであります。なぜかと言いますと、東京都の中にも小さな町でこういう話を聞くのであります。これは隣の町の消防署長さんが幾度も来ての陳情を私は聞いておりますが、隣の町に消防があるから、おれのところなんか、隣の町の消防が来て、火事を消してくれるから、そんなものは設けなくてもいい、その町の人がこういうことを言つておられる。人のもの自分がいいことをしようという考へ方をしておられる人が、はたしていいか悪いかということも一応考へなければなりません。

○立花委員

それから今の御心配の財政上々々々というお話であります。第九條の規定から見ても、全部を一時に設けるというのじやないのですから、必要の限度において設けて行かれればそれでさしつかえない。一つの町を形成しておりまして以上、一つの村を形成してつてから、消防を設けて見たところでは始まりません。それがとかく理事者の中にわからぬ考へを持つておられる人が、そういう理事者のおるところが、現在日本に四十幾つあるのではありませんから、そういう人たちは言つてわからなければ、やつてもらうようにするより仕方がない、これは町民なり市民全般の幸福のために、そのくらのことはしてやらなければならぬといふ考へであります。

○川本委員

また地方財政委員会などの意見を聞いたことがあるかどうかというお話であります。委員会としては聞いたことがありませんが、私はこういう問題については国政調査に全国に参りましたときにも、少くともあらゆる方面の人に聞いておられる。ところが消防を設けぬでもいい、消防を置かぬでもいいと言ふ人は一人もいなかった。これは常識として、おそろしくここに於ける委員の各位——共産党の委員はどうであるか知らぬが、消防を設けることが必要ないといふようなことをおつしやる人は、おそろしく一人もありません。これは國民の常識なんです。常識の問題を取上げて、財政の問題がどうのこうのと言われたつて、ただいたづらにむだな時間を費すだけですから、この辺でこういう質問は打切つていただくように委員長から……。

○立花委員 川本さんはビントがはず

れていると言うのは、私は消防を設けてはいかぬということをちつとも言っていない、場合によつてはいかぬと思つて、設ける必要もあると思つています。しかし設ける場合には、それには金があるのですから、金の問題をどうするかという点を考えなければいけないのではないかと、この点を言つておるのではありません。消防を置かぬでもいいというようなことは、決して言つてはおきません、その点はやはり十分お考えにならなければならぬと思つています。だからそのビントをはずさずに、まともにお答えを願いたい。その問題は盲点だと思つて、今お答えがないのだからこのくらいにしておきます。

その次は、二十條の問題であります。第一回会で消防組織法ができましたときには、消防は各町村が責任を持つて、町村独立のものを持つて、消防組織法の根本精神であつたと思つて、ところがこの二十條の改正によりますと、国家消防庁が市町村に勧告をせし、また都道府県知事は町村の消防を指導し、助言すると言葉があるのですが、こうなつて参りますと、消防組織法をつくりました第一回会の根本精神が非常にゆがめられて来るのであります。これは私もがただいま審議しておる警察法の改正の反動的傾向と軌を一にしておりまして、非常にこれは興味深い問題なんです。この点はなぜこういふふうな消防組織法の根本的精神をお曲げになるのか、この点を御説明願いたい。

○川本委員 二十條の市町村長または市町村の消防長から要求があつた場合ということがあつた場合は、おそらく御

○立花委員 消防組織法の根本精神

は、町村の消防を独立させ、他のいかなるものからの指揮命令系統もないというところが建前なのです。ところがこの第二十條には府県が町村の消防を指導すると言葉があるわけなので、警察の場合に於いては、現在問題になつております警察の捜査権の問題におきましても、自治体警察の独立というものを、自治体警察あるいは自治体公安委員会が主張しております。まして消防の場合に於いて、なぜ府県知事が町村の消防を指導しなければいけないのか、これは私重大な問題だと思つて、しかもこれは決してここに偶然に出て来たことでありませんけれども、せいぜい言われまじやうな警察法の改正と本質的につながつておりま

す。こういう点でなぜこういふものをお入れになる必要があるのか、私はこの勧告あるいは指導と言葉は、あなたに他に考へていられるというように強調されただけでは、解決できない問題なのです。これはせむとつていいたがたいと思つておりますが、そういう御意思は、ございせんか。

○川本委員 立花君はこのところを抜かして言つておられるようですが、「市町村長又は市町村の消防長の要求があつた場合は、消防に関する事項に

ついて指導し、助言を與え、又は設

備、一云々と、こう出ておりました、市町村の方からこういふふうないろいろのなことをしてもらいたいという要求があつた場合に、指導をし勧告をするということでありまして、私も再三さつき申し上げたように、あなたとは見解を異にしております。なおこれをとつてもらいたいがどうかという御希望でございまして、私もだもといいたしましてはとる意思は毛頭ないとお答えいたしておきます。

○立花委員 重ねて警察の場合の例を引きますが、警察の場合でも、自治警から要求があつた場合に、国家警察は出動いたします。その場合も指導指揮関係はないわけでありまして、むしろ国家警察が自治体の警察の指揮系統下に入るというのが原則なのです。ところがこれは逆でございまして、府県の方が指揮するということになつておりまして、この点が警察ですらさういふ建前になつておられますのに、なぜ消防がこういふふうな形をとらなければならぬか、これが非常に問題だと思つて、やはり消防組織法の原則から言いまし

て、町村の消防は独立である、いかなる場合にも独立である。それが原則なのです。ところが要求があつた場合には指導することができ、指導するといふことはさういふ条件が出ておるといひましたけれども、原則をやはり離れておる。こういうことをしなければならぬ必要はないと思つておる、非常に主観を強調されますので、これ以上申し上げても仕方がないと思つて、その次は地方公務員法との関係なのですが、地方公務員法を適用しない

務員法の精神にのつとるとか、地方公

務員法に基きとかういふように、非常にあいまいな言葉があると思つて、私もこれで非常に今まで苦勞して参りました。準ずると言ひましても悪いところだけを準せられまして、いいところは準じない点が多い。たとえば現在起つております選挙権の問題にいたしましても、あるいは給與の問題にいたしましても、たといは具体的な例をとりましても、漁業調整委員会の書記などは、やはり地方公務員に準ずるといふことになつておりますが、給與の問題などは一向準じてなくて、仕事だけ準せられておられます。こういうふうにあいまいな規定がありますと、下の者とりましては、悪い面だけが準せられる危険があります、これをもちつとつてきり明確な規定にする御意思はないでしょうか。川本さんは、さいせん災害補償の問題につきましても、非常に下の消防隊に対する愛憎の深いところをお示しになつたのですが、さういふあいまいな規定ではそれが実現できないと思つておる、これを明確な規定になさるお考えはないかどうか。

○川本委員 立花君は小委員じやなかつたか。小委員会において御出席の上、さういふ御意見を承ると非常によかつたのであります、そのときに、さつぱり御発言がなく、さういふ成案が出て来てからいろいろ御意見があり、まことにさういふ御意見が非常に考へられますが、遺憾ながらどうも私は、今あなたの御意見を御意見を承つておくとすまないのであります。私も小委員会に決定をいたしました案を、ここに於いてかえようという意思は、いませぬ。

で、いろいろ御質問はございませう

が、時間の関係で、討論会をございませぬので、この辺で御了承を願へれば、ついでと思つておきます。

○立花委員 ちよつとそれは困ります。私小委員じやございませぬし、小委員会は二回お聞きになつただけであまり大したなにもなかつたようでありまして、やはり小委員会で結論を出して、本委員会で十分審議するのが当然でございませぬ。その意味から委員長も審議をやれとお言ひになつたと思つておる、十分ひとつ審議をやらしていただきたいと思つておる。

もう一つは選挙権の問題ですが、この地方行政委員会にも選挙小委員会がありまして、選挙小委員会で、実は地方公務員の選挙権の問題が、問題になつていられるわけですね。遺憾ながらそれが消防の問題につきましても、消防団長も非常勤である以上は現職のまま立候補ができる。団員も現職のまま立候補できるという規定が、この中に盛り込まれておるのですが、これは非常に一方的に片手落ちになるわけですね。なぜ公務員あるいは公務員に準ずる者に被選挙権を與えないかと申しますと、これはやはりその職を利用する。職を利用して選挙運動をやるということなんです、さういふものと消防団長というものは町におきましては、やはり相当重大な、何と言いましても、警長さんあるいは村長さん、校長さん、お寺の坊さん、さういふふうなものと同格に並ぶような非常に重要な職なんです、これが常勤であろうと非常勤であ

点においては、私かわりはないと思うのです。そういう点でさつき言つたような、片方において、まだ地方の公務員の多くの部分の被選挙権が明確にされておられない場合に、これだけをやることは不満であるし、また消防団長というような職は、職を利用する、被選挙権の建前から申ししても、非常にこれは不適当だと思いますが、この点でなぜこういうような規定を、特に消防団長に限つてお置きになつたのか、これをひとつお聞きしておきます。

○川本委員 消防団員だけを他の者より先んじて、公職選挙法の事務の規定から抜いたことが不公平だというような御意見でありましたが、これは消防組織法でございますが、消防団員以外のもので抜くわけには参りませんで、公職選挙小委員会の方で御研究になつておられますように、他の職務の職業に對しましては、公職選挙法の改正で論議されて、抜くべきものはおとりになる。たゞこの消防組織法は、これはあなたが御承知のように、消防議員連盟などでは、昨年からやかましく言つて幾度も論議された問題でありまして、消防小委員会を開きました回数少かつたのでありますが、広く消防に關心を持ち、消防に關係しておられる衆参両院の議員の諸君を網羅したこの消防議員連盟に幾度も論議された結果、公職選挙法から消防団員の非常勤の者は抜く方がよいのではないかという御意見が非常にありまして、當時は満場一致で、これをすみやかに法文化せよという御希望がありましたので、公職選挙法の改正が行われます以前において、この法の制定を見たのであります。お説のようにこれをほかの職と同

時に、公職選挙法の中で抜いて行くのも一つの見方でありまして、この方があるいはすつきりするかもしれないが、遺憾ながらこの方が先に歩いておるわけですが、待つていてやるわけには行きませんので、先に行つたものは先に行りまして、ほかのものを抜く場合には、あなたは選挙法の小委員会の委員であらせられますので、その方で十分御意見を述べていただきまして、他の業務に對しまして云々というところは、消防組織法でありますから、遺憾ながら消防団員以外のことにはこれを及ぼしません。その点御了承を願つておきます。

○立花委員 団長はどうですか。

○川本委員 同じことです。

○立花委員 それは違つて。特別職と一般職とありまして、団長は特別職に属するのと同じというわけには行きませぬ。だからこれは当然消防団長というような者は非常に特殊な地位なんだから、これは選挙権を興える場合でも被選挙権を興える場合でも、特別にひとつ考慮していただきたいと思つて、それから消防団員の任命の問題なんです。消防団員という範囲は、具体的に申しまして現在の町村でどれくらいの範囲が、消防団員となつておるのか。またこれを任命するといふ場合に、現在あるものをそのまま任命するおつもりなのか、どういふ形式で任命をおやりになるのか。また任命された場合に、どういふ義務的なことが生ずるのか。これは任命される者にとりましては一身上の重大な問題なんです。詳細にひとつお聞かしていただきたいと思つておきます。

困つたもので、消防団長は消防団員でなければ団長になれない。だから団長と団員というものは、団員なるがゆゑに団長となる。そのところをあなたに御存じなくて、団長と団員が違つていふのでは説明に困るのですが、これは……。

○立花委員 なぜつけて書いたのではありませんか。

○川本委員 わけているのは職制があるからつけて書いただけで、同一のものなんです。団員を抜く場合は、当然団長も抜かなければならぬでしょう。団長という名前があつて、団長という名前を入れたらにすぎないのではありません。

それからもう一つ任命の方はどういふふうにしてするか。人数はどうするかというふうな問題は、その市町村の自治体の消防上の必要によつて、それだけのものをきめたりするのことはやるのですから、そういう事務上のこまかい問題は、幸いに事務当局の消防の方の人も来ておりますので、専門の方にゆつりお聞きになつた方が、私がお答えするよりもよくわかると思つておます。

○立花委員 団員の義務です。

○川本委員 そういう事務上のいろいろこまかいことは、事務当局がおりますから、事務当局の者にお聞きする方がはつきりすると思つておます。

○立花委員 団長と団員というものは別々のものではない、そういう考えを持つておるから……。

○新井政府委員 これは従来からもそうでありまして、また消防団だけに限つた問題ではございませんが、任命をする場合には任命を受ける者の意思

というものは当然予想される問題でございまして、消防団の場合におきましても私は同一の關係だと思つておます。無理押しに本人のがえんじないところを任命するといふようなことは、あらゆる方面においてできないのが、現在の建前だと思つておます。

○河原委員 議事進行について……。

質疑を打切つて、議事の進行をはかられんことを望みます。

○前尾委員 たいだいまの河原君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○前尾委員 御異議なしと認めます。

門司亮君、質疑でなしに、発言があればこの際これを許します。

○門司委員 それでは、実はこれはさつき討論のときに申し上げる意見であります。委員長の御許しを得て一応意思表示をしておきたいと思つておます。

本案に對しましてはほかに異議はございませぬが、ただ最後に書いてあります附則の二であります。非常勤の消防団員の諸君に對して立候補のできるようにするといふこの條項であります。もとより非常勤でありますので、公職選挙法、あるいは地方公務員法等によりまして、非常勤はこれを別に取扱つておられるのは御存じの通りでありますから、われ／＼これに對して法上の解釈としては異議はございませぬが、實際上の問題といたしましては、地方の町村におきましては、大体消防団の団長であり消防団の役員といふような人は、従来のわれ／＼の觀念から申し上げますと、言葉は少し悪くはありますが、地方のボス的存在の人が比較的多いといふこと

は、私はつきり言い得ると思つて、それがそのまま立候補するといふことになつて参りますと、これはやはり相当地治的に影響がないとは私は断じて言えない。必ず私は影響があると思つて、しかし公務員の非常勤であるという建前から申し上げますならば、先ほど申し上げたことで、この二つの現実の問題と理論上の問題との調和をいかにするかといふこの問題は、やはり相当研究を要する問題だと考えておきます。同時にこれはつきり申し上げておきますが、過般の岐阜県の選挙において、揖斐郡以東の消防団員の諸君が、特定の候補者を応援することのために結社をして、この消防団が政治結社と化したといふような情報は実は得ておるのではありません。これは確かにそうなつておるかどうかといふことを、私が消防庁に頼んで調査をしていただいておりますが、まだ今確答を得ておらないので、私はここではつきり申し上げるわけには参りませんが、本年一月の十三日の新聞かと考えておりますが、二月でありましたが、あの地方の新聞にそういうことが実は書かれておつたのであります。こうなつて参りますと、これは一方においてはこれを非常勤として公職選挙法の中から除く、しかもその所屬する団体は政治結社になり得る可能性を持つておるといふことになつて参りますと、私は必ず將來これは選挙の上にも影響は及ぼさないといふように考えます。ことに御承知のように、一たび選挙で争ひますと、敵、味方にわかれてなかつた融和がとれない。従つて村の、あるいは町のそれ以後の消防団の組織にも、これが非常に大きな影響を及ぼす可能性を

持つているというように考えられる。こういふように考へて参りますと、實質上の問題といたしましては、きわめて考慮しなければならぬ問題があると考えますので、特にこの條項につきましましては、ひとつ起案者並びに關係当局におきましては、さういふ間違ひのないように、十分御注意を願ひたいといふことを、この機会に私は強く要望いたしまして、一応私の意見を終りたいと思ひます。

○床次委員 この機会に一言希望を述べたいのでありますが、この法案の趣旨はごもつとも私どもは賛成であります。今日この消防の実情から見まして、先ほどのような御議論がありましたが、財政的基礎を一日も早く充足いたしまして、この消防の充実に資するようにならねばならぬと思ひます。特にこれは地方財政の一般交付金の問題に關連して充実にしなければならぬのであります。しかしさしあつて消防の起債の問題に關しましては、当局も相當考慮していただき、今日の時代におきましてはほかのものよりも優先して、この消防資材の充実に對する起債に對しましては許可せられるように、當然努むべきだと思ひます。

また水道に關しましてはこれと密接不可分でありまして、これに對しましてもやはり優先的な起債許可の配意をせられるように、特に要望しておく次第であります。

なお地方財政一般平衡交付金等の問題に關しましては、警察の問題あるのは消防の問題と同じく關連してあるものでありますから、當委員会におきましてもこの充実方におきましては、特に政府に對して嚴重に要望いたしまし

て、この法案を成立せしめたいと考へます。

○前尾委員長 それではこの際お諮りいたします。本案を本委員会の成案として、これを委員会提出の法律案とするに賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○前尾委員長 起立多数。よつて本案を本委員会の成案とし、委員会提出の法律案とすることに決しました。

○前尾委員長 続いて選挙に關する件を議題といたします。ただいま選挙に關する小委員長生田和平君より報告したい旨の申出がありましたので、これを許します。生田選挙に關する小委員長。

○生田委員 この際選挙に關する小委員会における公職選挙法の一部を改正する法律案の起草の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本小委員会は昨年十二月十一日に設置され、私が小委員長に選任せられたのであります。去る一月三十一日最初の小委員会を開会し、小委員会の運営等について協議いたしましたのであります。その結果公職選挙法の改正は来る四月の地方選挙に必要な限度において改正すること、従つて四月の選挙に關して合せるためには、せひとも二月中に衆参兩院を通過させるようにしたいこと等意見の一致を見ましたので、各党において改正意見があれば小委員長

で提出することにしたのであります。爾來数回にわたり開会いたしました。公職選挙法の改正について慎重に協議を重ねました結果、昨日ようやく小委員会の成案を得た次第であります。その改正のおもなる点について御

説明申し上げたいと存じます。

一、都道府県の議会の議員の選挙は三十日前に告示することになつてゐるのを二十日前にすることに改めること。なお都道府県の議会の議員の選挙と、都道府県知事または、都道府県の教育委員会の委員の選挙を同時に行ふ場合は、従来通り三十日前とする。

二、投票所の開閉時刻は、特別の事情のある場合に限り、都道府県の選挙管理委員会の承認を得て、二時間の範囲内において市町村の選挙管理委員会が、これを繰上げまたは繰下げることができるとすること。

三、全国選挙管理委員会の指定する交通至難の島その他特別の事情のある地域については、同一郡市の区域内において不在者投票ができるものとすること。

四、地方公共団体の選挙における不在者投票について、投票用紙の様式は当該選挙管理委員会が定める旨の原則を政令で例外を設け得ることとする。

五、公務員の立候補制限を、臨時または非常勤の嘱託員またはこれに準ずる職にある者で政令で指定する者、及び非常勤の水利団員に對し緩和すること。

六、自動車、拡声機及び船舶の使用制限を新たに都道府県の議会の議員、市の議会の議員、市長及び市の教育委員会の委員についても行うこととし、この場合において選挙運動用自動車のために要した費用は、五大市の市長の選挙の場合を除いて、候補者の費用する分も含めて選挙運動費用に加算することとする。

七、都道府県の議会の議員、市の議

会の議員、市長及び市の教育委員会の委員の選挙についても、新たに一定枚数の通常はがきの頒布を認めることとし、その費用は有料とすること。

八、長の決選投票の場合のポスターの枚数を規定すること。

九、選挙管理委員会の発行選挙当日のポスターの撤去は、選挙の前日及び当日においてすることに改めること。

十、市町村の選挙について、公営立会演説会を條例の定めるところにより開催し得る道を開くこと。

十一、五大市の市長の選挙について條例の定めるところにより、選挙公報を発行し得る道を開くこと。

十二、都道府県の議会の議員、市町村の議会の議員、市町村長及び市の教育委員会の委員の選挙についても、新たに候補者の氏名等の掲示を行うこととし、その場所は一般投票区につき一箇所とする。

十三、立候補を辞退した場合の燃料、用紙の返還義務の規定に通常はがきを追加し、新たにはがき、乗車券、燃料、用紙等の譲渡禁止の規定を設けること。

十四、はがき、乗車券、燃料、用紙等の譲渡禁止の違反に對する罰則を設け、その他罰則規定中、所要の整備を行うこと。

十五、五大市の選挙管理委員会と、その区の選挙管理委員会との職務権限の限界を、政令で定めるところにより明確化すること。

十六、選挙に關する届出、請求、申出その他の行為は執務時間中にするために、午前八時から午後五時半までの間にすることとする。

十七、附則において、鹿兒島県大島支庁管内(大島郡)十島村のうち黒島、竹島及び硫黄島の選挙区の所屬についての特例を設けること。

十八、地方公共団体の議員及び市長の選挙期日等の臨時特例に關する法律の規定により行ふ地方選挙の期日の告示は、昭和二十六年四月三日に統一して行うこととする。

十九、その他これらに關連する必要な規定の整備等を行うこと。であります。

小委員会は多数をもつて以上の成案を認めたのであります。

なお本案に對しまして意見がございましたので、この際あわせて申し上げておきます。社会党の門司委員より、議員の基本選挙人名簿に對する議員の補充選挙人名簿調整規定を設けるべきである等の御意見がありました。また立花委員より、軍事裁判により刑を受けた者の選挙権の問題、選挙権の拡充並びに選挙運動に關する一切の制限の撤廃等、種々御意見がありましたこと、この際御報告申し上げます。

以上公職選挙法の一部を改正する法律案の起草の経過並びに結果について、御報告いたしました。本案はさきにも申し上げました通り、来る地方選挙に必要な限度において改正いたしましたので、本案の両院通過成立が遅れますと、地方選挙に相當の混乱を與えることとなるのであります。何とぞすみやかに本委員会において成案を決定せられるより希望いたします。以上をもちまして御報告を終わります。

○前尾委員長 ただいま生田小委員長より、公職選挙法の一部を改正する法律案の起草の経過並びに結果について報告がありました。同法案に對し質

疑なり御意見があれば、これを許しませぬ。

〇門司委員 委員長の報告の中に、ひとつ考えてもらいたい点がある。ちよつとおつしやつた点だと思ひますが、海員の補充人名簿、並びに海員が地方選挙に十分投票の出来るようにして欲しいという事は、現行法では御存じのように、ほとんどこれが不可能になつておられますので、これをせひ入れてもらいたい。この海員の問題につきましては、二つの形がござります。

一つは船員法による船員でありまして、いわゆる船舶法の適用を受けておる二十トン以上の船の諸君の基本名簿はあるが、補充人名簿がないという事。もう一つは、それ以下の港内船舶あるいは少し大型の漁船というものに従事しておる者が居住の関係で、法の運用で適宜行われるという事も、一面考えられるのでありますが、法文中中に明記してござりません関係から、御承知のように家族は陸に置いておいて、自分の生活根拠といひますか、配給を受けます面が船の中にあるという事で、居住の関係がきわめてあいな面があるわけでありませぬ。しかし実際はそこには間違ひがないわけでありませぬ。こういう者に対しては、明確に法文化し、できるだけ選挙権を興えるという事が、正しい行き方ではないかと考えておられますので、法案の起草にあたりましては、なおこの点を十分御考慮を願ひたいと考えておるのであります。

もう一つは、報告の中で私漏れておると思ひますことは、地方公務員法が制定をされまして、附則の二十項になつております地方財政法第六條の規定

による業務、ガス、水道、電気、軌道というふうな、地方公務員法におきましては一般職から除かれることになつておられますもの、これらの諸君に対して、公共団体に対する公企労法といひますか、それらの法律がきつて参りますれば、当然これらの諸君は現在の困窮あるいは船舶と同じような形で、立候補または兼職等が許されるようなことになるかと存じますが、現行法によりますと、なお従前の例によるということになつておられます。政治活動の面は政令二百一号ではござりませんが、立候補の点は、公職選挙法で縛られておられます、立候補できないという形になつておられます。その間のきわめて時間的微妙な関係を持ち合せておられますので、従つてこれを当然はずされるべきものが、現行法によつて、法律の制定の時期によつてこれが制約されるという事は、われわれとしては非常に不本意でありますので、せひこの間の事情を十分にひとつ調査をしていただきまして、いづれかによつてこれらの諸君がやはり被選挙権を得るようになり、せひお運びを願ひたいと考えておるのであります。

さらに同法附則第二十一号に規定されております例の單純労働の問題であります。これは法律が間に合いませんので、政令で一応わくがきめられて、單純労働として、一般職からはずさる範圍が定められておるのであります。従つてこれらに対しては政令で、あるいは一般公務員としての取扱いでなく、これが現職のまま立候補の出来るように定められるような今の御報告を聞いておられますが、これは政令である関係から、政府がこれを決定す

ればよし、政府がもし、われわれはそういう気持ちで法律をこしらへたが、しかし政令でこれは規定しなかつたという事になると、法律だけができて、実質上の問題としては何にもならないというふうなことができないとも限りませんので、従つてこの法案の制定に對しましては、その間われわれも十分努力はいたしますが、委員長もひとつ努力をせられて、遺漏のないようにしていただきませぬことを、この機会に希望いたしておきます。

〇立花委員 その点に関連して、実は私どもの方でもいきさつを調査したのですが、昨日でしたか、参議院の方で、労働大臣並びに局長が、地方公務員の公共企業関係労働法あるいは單純労働に関する労働法、これは多分五月にも出せないのじやないか、本国会には間に合はないのじやないかという事を言つておられるわけだ。私どもの選挙の小委員会においては、そちらの方で規定するのがいじやないか、一応そちらの方とらみ合せて考慮しよう、というところまで話がおつたのでありますが、実は調べてみますと、労働省の方ではもう本国会に間に合はないというふうなことを、所管省のおえら方が言つておられますので、これは一度お打合せ願つてもつけようと思ひますが、こちらの方は向うの方を待つて、向うの方はやらないうことになりませぬ、結局今度の地方選挙は、今言つた関係の候補者が選挙に對して非常な制限を受けますので、この点は至急御調の上、はつきりした対策を立てられることを要望いたすのであります。

〇前尾委員長 それでは後刻よく協議していただくことにいたしました。

本日これにて散会いたします。午後四時四十分散会

〔参照〕 消防組織法の一部を改正する法律案

- 消防組織法の一部を改正する法律案
- 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
- 第四條第九号を次のように改める。
- 九 消防の用に供する設備、機械器具及び資材の檢定に関する事項
- 第九條を次のように改める。
- 第九條 市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる機關の全部又は一部を設けなければならない。

- 一 消防本部
- 二 消防署
- 三 消防団
- 四 消防職員及び消防団員の訓練機關
- 第十一條第二項及び第三項をそれぞれ第三項及び第四項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。
- 消防吏員の階級の基準は、国家消防庁が準則で定める。
- 第十二條中「條例に従ひ、」を「地方公務員法の規定に基づき、」に改める。
- 第十五條第一項中「服務を」を「宣誓、服務に、」国家公務員法の精神に則り、市町村條例でこれを定める」を「地方公務員法の定めるところによる」に改める。

同條第二項中「宣誓、」を削る。

同條第二項中「宣誓、」を削る。

第十五條の二第三項を次のように改める。

消防団員の任免、給與、服務その他の事項は、常勤のものについては、地方公務員法の定めるところにより、非常勤のものについては、市町村條例でこれを定める。

消防団員の定員は、市町村條例で、その訓練、礼式及び服制に関する事項は、国家消防庁の定めたる準則に則り、市町村規則でこれを定める。

同條の次に次の二條を加える。

第十五條の三 市町村の消防団に、消防団長及びこの法律の規定に従ひ、有効に消防を行うに必要且つ適當な階級のその他の消防団員を置く。

消防団長は、消防団の推薦に基づき、市町村長がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならぬ。
第十七條第二項中「都條例に依り、」を「地方公務員法の規定に基づき、」に改める。

第二十條を次のように改める。
第二十條 國家消防庁は、必要に依り、消防に関する事項について都道府県又は市町村に勧告し、都道府県知事、市町村長又は市町村の消防長から要求があつた場合は、消防に関する事項について指導し、助言を與え、又は設備、機械器具及び資材の斡旋をすることができる。

第二十四條第二項中「國家地方警察、」の下に「自治体警察、」を加える。

第四章中第二十六條の次に次の一條を加える。

第二十六條の二 この法律の適用については、市町村の消防の一部事務組合は、市の加入するものにあつては、これを一の市とみなし、その他のものにあつては、これを一の町村とみなし、町村の全部事務組合又は役場事務組合は、これを一の町村とみなす。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、消防職員及び消防団員の任免、給與、服務その他の事項に関しては、地方公務員法中の各相当規定がそれぞれの市町村に適用されるまでの間は、当該市町村については、第十二條、第十五條、第十五條の二第三項及び第十七條第二項の改正規定にかかわらず、なお、従前の例による。

2 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。
第八十九條第一項に次の一号を加え、同條第三項中「第一号及び第二号」を「第一号、第二号及び第四号」に改める。

四 消防団長その他の消防団員（常勤の者を除く。）

3 この法律施行の際現に公職選挙法の規定によりその期日を公示又は告示してある選挙に関しては、改正後の同法第八十九條の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

昭和二十六年二月二十八日印刷

昭和二十六年三月一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷庁